

第百三十四回国会  
衆議院

公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録 第二号

平成七年十二月七日(木曜日)

午後一時開議

出席委員

委員長 関谷 勝嗣君

理事 荒井 広幸君

理事 斎藤 文昭君

理事 松沢 成文君

理事 横光 克彦君

理事 小野 晋也君

理事 龜井 善之君

理事 高村 正彦君

理事 福永 信彦君

理事 北側 一雄君

理事 堀込 征雄君

理事 左近 正男君

理事 東中 光雄君

出席国務大臣

自治大臣 深谷 隆司君

出席政府委員

警察庁刑事局長 野田 健君

自治省行政局長 谷合 靖夫君

委員外の出席者

議員 伊吹 文明君

議員 瓦 力君

議員 鈴木 宗男君

議員 渡瀬 憲明君

議員 左近 正男君

議員 佐藤 觀樹君

議員 三原 朝彦君

衆議院法制局第一部長 早川 正徳君

衆議院法制局第一部長 郡山 芳一君

衆議院法制局第一部長 自治大臣官房審判官 井戸 敏三君

自治省行政局長 大竹 邦実君

自治省行政局長 山本信一郎君

自治省行政局長 鈴木 良一君

自治省行政局長 長 田中 宗孝君

特別委員会第二調査室長

委員の異動

十二月七日

辞任

櫻井 新君

小野 晋也君

河合 正智君

堀込 征雄君

同日

河上 軍雄君

同日

河上 軍雄君

同日

河上 軍雄君

同日

河上 軍雄君

同日

河上 軍雄君

同日

河上 軍雄君

同日

河上 軍雄君

同日

河上 軍雄君

同日

河上 軍雄君

同日

河上 軍雄君

同日

河上 軍雄君

同日

河上 軍雄君

同日

河上 軍雄君

同日

憲治外一名(第二五六号)

十二月五日

定住外国人の地方参政権の確立に関する陳情書

(鳥取県日野郡日南町生山六一九日南町議院内青戸俊)(第三三二号)

寝たきり老人の選挙権行使の保障に関する陳情書

(東京都新宿区西新宿二の八の一東京都議院内熊本哲之)(第三三二号)

洋上における船員の選挙権行使に関する陳情書

(秋田市山王の一の一秋田市議院内鈴木孝雄)(第三三三号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

公職選挙法の一部を改正する法律案(瓦力君外二十五名提出、衆法第一八号)

政党政助成法の一部を改正する法律案(瓦力君外二十五名提出、衆法第一九号)

公職選挙法改正に関する件(第十七回参議院議員通常選挙の結果概要)

○関谷委員長 これより会議を開きます。

公職選挙法改正に関する件について調査を進めます。

この際、自治大臣から発言を求められておりますので、これを許します。深谷自治大臣。

○深谷国務大臣 この機会に、第十七回参議院議員通常選挙の結果の概要について御報告申し上げます。

今回の選挙は、本年七月二十二日に任期が満了となった参議院議員の通常選挙でありまして、選挙すべき議員の数は、比例代表選挙が五十人、選挙区選挙が七十六人、合計百二十六人でありました。

選挙当日の有権者数は約九千六百七十六万人で、前回の通常選挙に比べ三百五十一万人増加しております。

次に、投票の状況について申し上げます。

七月二十三日の投票日の天候は、台風三号の影響で四国、九州の一部で午前中雨のところがありましたが、午後は雨も上がり、全国的に晴れまたは曇りでした。投票率は四四・五%でありまして、これは、前回の投票率に比べ六・二ポイント下回り、残念ながらこれまでで最も低く、国政選挙で初めて五〇%を切ることとなりました。

次に、立候補の状況について申し上げます。

比例代表選挙につきましては、名簿を届け出た政党は二十三政党であり、前回に比べ十五政党減少しており、その届け出名簿に記載された候補者の数は百八十一人で、前回に比べ百四十八人の減、競争率は三・六倍でありました。

選挙区選挙につきましては、候補者数は三百八十六人で、前回に比べ七十五人の増、競争率は五・一倍でありました。

次に、当選人の状況について申し上げます。

党派別に申し上げますと、自由民主党は比例代表選挙で十五人、選挙区選挙で三十一人、合計四十六人、新進党は比例代表選挙で十八人、選挙区選挙で二十二、合計四十人、日本社会党は比例代表選挙で九人、選挙区選挙で七人、合計十六人、日本共産党は比例代表選挙で五人、選挙区選挙で三人、合計八人、新党さきがけは比例代表選挙で二人、選挙区選挙で一人、合計三人、民主改革連合は選挙区選挙で一人、第二院クラブは比例代表選挙で一人、平和・市民は選挙区選挙で一人、諸派・無所属は選挙区選挙で九人となっております。

次に、比例代表選挙の全有効投票に対する党派別得票率は、自由民主党二七・三%、新進党三〇・八%、日本社会党一六・九%、日本共産党九・五%、

新党さきがけ三・六％、第二院クラブ三・二％、平和・市民〇・九％、諸派七・八％となっております。

また、選挙区選挙では、自由民主党は全有効投票の二五・四％、新進党は二六・五％、日本社会党一一・九％、日本共産党一〇・四％、新党さきがけ二・六％、民主改革連合四・五％、平和・市民一・四％、諸派、無所属一七・五％となっております。

最後に、選挙違反の状況について申し上げます。投票日後九十日目の十月二十一日現在の今次選挙における検挙件数は三百四十六件、検挙人員は四百八十一人となっておりますが、これを前回と比較いたしますと、件数で九十七件、二一・九％、人員で五百三十六人、五二・七％減少しております。

以上をもちまして、過般の参議院議員通常選挙の結果の御報告を終わります。

○岡谷委員長 次に、警察庁刑事局長から発言を求められておりますので、これを許します。野田刑事局長。

○野田(健)政府委員 ただいま大臣から、本年七月二十三日に行われた第十七回参議院議員通常選挙における違反行為の取り締まりについて概略御説明がございましたが、引き続きまして、取り締まり状況について御報告いたします。

選挙期日後九十日現在で集計いたしました数字は、お手元に資料としてお配りしてある表に示したとおりでございます。

検挙状況は、総数で三百四十六件、四百八十一人となっております。前回における同時期の四百四十三件、千七十七人に比しますと、件数で九十七件、二一・九％の減少、人員で五百三十六人、五二・七％の減少となっております。

罪種別に申しますと、買収二百八十四件、三百九十人、自由妨害十七件、十一人、戸別訪問八件、二十二件、文書違反三十二件、五十三人、その他五件、五人となっております。買収が検挙事件のうち件数で八二・二％、人員で八一・一％と最も多くなっております。

また、警告状況を申し上げますと、総数で二千

七百九十九件でございます。前回の一万九百四十件と比べ八百四十一件減少しております。なお、警告事案のほとんどは文書関係についてのものでありまして、総件数の九一・八％を占めております。

以上、御報告申し上げます。

○岡谷委員長 次に、瓦力君外二十五名提出、公職選挙法の一部を改正する法律案及び政党助成法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。瓦力君。

公職選挙法の一部を改正する法律案  
政党助成法の一部を改正する法律案  
〔本号末尾に掲載〕

○瓦力議員 ただいま議題となりました衆議院議員の選挙の投票方法を自書式に改める公職選挙法の一部を改正する法律案、及び政党助成法の三分の二条項を廃止する政党助成法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由及びその内容の概略を御説明申し上げます。

まず、公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由及びその内容の概略を御説明申し上げます。

さきの公職選挙法の改正におきまして、衆議院議員の選挙の投票方法は、投票用紙に印刷される候補者等の氏名等の上の○をつける欄に○の記号をつける、いわゆる記号式に改められたところであります。

しかしながら、同じ国政選挙である衆議院議員選挙と参議院議員選挙で投票方法を異なるものとした場合、有権者に戸惑いを与え、いたずらに混乱を招くおそれがあり、少なくとも衆議院議員選挙と参議院議員選挙において同一のものとするのが適当であること。また、衆議院議員の選挙において、立候補者数または名簿届け出政党数が多

数となる選挙区が生じることが予想されますが、この場合、記号式投票では、有権者が投票用紙の中から投票しようとする候補者あるいは政党を見つけて出すことは容易でなく、かえって有権者に無用な混乱を与えるおそれがあること。さらに、選挙管理委員会の実務に關して、立候補の届け出の締め切り後に候補者名、政党名の入った投票用紙を調製しなければならぬことや、記号式投票では一見してどの候補者、政党への投票かわからないため、開票作業に時間がかかることなどの問題が生じるおそれがあること。とりわけ、補充立候補事由が生じた場合には、補充立候補の届け出を待つ、投票用紙の再調製を行わなければならないため、選挙管理委員会には時間的に厳しい制約を受けることになるなど選挙管理委員会に過重な負担をかけること等の理由から、今回、自書式投票に改めようとするものであります。

以上が、この法律案を提案いたしました理由であります。

次に、この法律案の内容の概略につきまして御説明申し上げます。

まず第一に、衆議院議員の選挙の投票に関する事項であります。

投票は、自書式投票の方法により、それぞれ、小選挙区選出議員の選挙については候補者一人の氏名を、比例代表選出議員の選挙については一の衆議院名簿届け出政党等の名称または略称を自書して行うこととしております。

第二に、施行期日であります。この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとし、改正後の公職選挙法の規定については、この法律の施行日以後その期日を公示された場合は告示される選挙に適用することとしております。

御説明申し上げます。

さきの政党助成法の改正におきまして、政党の政治活動資金は、その相当部分を政党の自助努力によって得た国民の浄財で賄うのが基本であり、政党が過度に国家に依存することのないようにするとの趣旨から、政党交付金の交付限度額を前年収入総額の三分の二に相当する額とする規定、いわゆる三分の二条項が設けられたところであります。

しかしながら、現実の政党の状況を見ると、その政党の歴史やその政党がどのような収入源によってきたかなど各々の事情により、政党の自助努力による収入の状況、財政基盤には相当の差異があり、三分の二条項があるために、結果的に各党に交付される政党交付金の額に不平等が生じるおそれがあること。また、政党の運営の当否は最終的には選挙を通じて国民の審判にゆだねるべきであることから、政党がその運営においてどの程度政党交付金に依存するかの選択については政党の自主性を認めるのが適当であること等の理由から、今回、前年の収入総額をもとにした政党交付金の交付限度額を廃止しようとするものであります。

以上が、この法律案を提案いたしました理由であります。

次に、この法律案の内容の概略につきまして御説明申し上げます。

まず第一に、政党交付金に関する事項であります。

その年分として各政党に交付すべき政党交付金の交付限度額をその政党の前年の収入総額の三分の二に相当する額とする制度を廃止することとしております。

また、各政党に交付すべき政党交付金は、四月、七月、十月及び十二月にそれぞれ交付することとしております。

第二に、施行期日であります。この法律は、平成八年一月一日から施行することとしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、政助成法の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の概略であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○閣谷委員長 以上で両案の趣旨の説明は終わりました。

○関谷委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。熊代昭彦君。

○熊代委員 公職選挙法の一部を改正する法律案及び政助成法の一部を改正する法律案につきまして質問をさせていただきます。

自由民主党の熊代昭彦でございます。

政治改革法案の成立につきましては、我々もさまざまな感慨とさまざまな思いがあるわけでございまして、余りに一時にたくさんのご意見を一遍に決めてしまったというようなことも確かにあると思っております。

それで、政治改革と小選挙区並立制がイコールであるのかどうかという問題もありまして、最近ふつとそういう議論も沸いておりますが、私も一たび成立した法律には、議論を尽くした後の多数決でございますから、しっかりとこれに従って、この制度を生かしていこうということでございます。そういう趣旨で今はやっております。しかし、それにもかかわらず、余りに多くのことを一遍に決めてしまいましたので、やはり時間がたちますとある程度おかしいという点もあるということでございます。そういうことが今回の改正案の提出の理由の底にあるんじゃないかというふうに思います。

先ほど提案理由説明で御説明もございましたけれども、公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして、記号式を自書式にということで改正されるわけでございますが、先ほど申し上げましたように、余りに多くのことをやったので、実

施する前からその欠陥がわかってきたということもあると思うのです。しかし、ちまたには、今回の法律改正は朝令暮改ではないかという声も一部にはあります。国会の立法行為に対して国民の不信を招くという意見もあるやに聞いておりますけれども、もう一度その点について明確な御答弁をいただきたいと思っております。

○瓦議員 今、熊代議員御指摘のように、政治改革が進められて、小選挙区比例代表並立型に移行いたしました。

考えてみますと、我々政治に携わる者にとりましては、信なくんば立たずとか公正は政治の大本である、こう言われる中にありますが、民主政治がなかなか厳しい道のりを歩んでおることは間違いないと思います。そういう反省からこの制度の大転換が行われたわけでありますが、御指摘のように多くの問題を消化しなければならぬということから、私もいろいろなフオーアアップしながら三党間で協議も続けてまいっているところであります。

確かに、今改めようとする制度はその制定から日が浅いわけでございますが、今回提案いたしましたおります点につきましては、制度導入の段階で考えていた以上の問題性を持っておるわけでありますので、議論の結果明らかになってきたものの、そして改正する必要があると判断するに至ったもの、こういうことをこの際法律としてお諮りをいたしておるわけであります。朝令暮改のそしりを受けたり、朝令暮改により国民の不信を招くことのないものである、かように思いますし、また民主政治は最善の努力をして国民の信頼に基づく体制づくりをしなければならぬことは当然である、かように考えておる次第であります。

○熊代委員 もろもろの情勢を見まして、しかも我々は多数決には従うわけでございますから、多数決は完全無欠ではないということでございまして、過ちを改むるにはばかなかれと思っております。私どもは、過ちを改むるにはばかなかれで、速やか

に改正するということに基本的に賛成でございます。どこかの政党のように多数決を武力で阻むというようなことは私どもはいたしませんし、それから欠席することもしないということで、いつときは多数決で決めましてもやはり直すことができれば、これが言論の府であるということでございませう。

そういう意味で、これは朝令暮改というよりも、本当に必要な改正をするんだということで理解させていただきたいというふうに思います。

それで、これも御説明が既にあったことではございませうけれども、衆議院議員の選挙の投票方法でございますが、記号式にまずした。我々の政権の時代ではありせんけれども、記号式にした。しかし、それに賛成したわけでありまして、記号式にして、それから自書式に改めるということで、多少繰り返す面があると思いますが、その一番肝心なところ、記号式ではだめで自書式の方がはるかにすぐれているんだということをちよつと聞かしていただければありがたいと思っております。

○伊吹議員 今おっしゃったように、投票のやり方だとかどうだとかということとは、大きな小選挙区制度を守っていくための部品なんです。だから、基本的なところを余り簡単に変えるというのはやはり朝令暮改のそしりを受けると思います。しかし、いろいろ検討した結果、部品が、本来決めた一番大切なところを守っていくために不適当な状況になるというおそれがあるときは、むしろ積極的にこれを変える。だから、明治維新でもフランス革命でも流血でまたもとへ戻っちゃったということはありますが、幸いこういう形で私は戻せるのは結構なことだと思います。

当時政府案の原案になっていたのは、海部さんが自由民主党の総裁であったときにお決めた案なのですね。これは、今自由民主党におられないわけですが、結局、参議院で当時の細川政府案が否決されたときに、自由民主党と、そして当時の与党であった、八党だったですかね、その代表である細川さんが協議をして、二票制の記号式

ということになりました。自民党内で海部案をつくるときにも、自書式か記号式かというのは大変な議論の積み重ねがあったわけですね。しかし、自民党は、一票制であつて記号式であれば、紛らわしい政党の名前と紛らわしい候補者の名前が、政党名と名前とがリンクするからそんなに間違いないだろうということで実は一票制を出したわけですね。しかし、政府案は二票制でした。

その後、参議院選挙がございまして、御承知のように一つの選挙区で何十人という方が立候補されます。それから、一つのブロックで百近くの政党が比例候補を立てるということも考えられます。そういう中から自分の考えている政党を選び出すということは本当に難しいと思っております。ましてや、新しく進む党もあれば新しい新しい党も出てくる可能性もあるわけでして、どうするかというのを考えれば、やはり状況が落ちつくまでは自書式にした方が制度の根幹を守る上でいいのではないかとということで我々は今回の提案に至りました。

○熊代委員 自書式よりも記号式がいいというのは、例えば識字率が大変低くて字を書けない人が多いとか、そういうところではあるいはそういうこともあるかもしれないが、やはり圧倒的多数の人たちが字を書けて、しかも目の前にあればちゃんと選んで書くことができるということでございます。そういうこともありますし、本人の名前を覚えてちゃんと書くということも、これは政治意識の非常に高いことじゃないかと思っております。私自身はかなり前向きにこの自書式というのをとらえたいというふうに思っているわけでございませう。そういう意味で、今回の改正も、国民の政治的関心を高めるといふ観点から重要なことじゃないか、必要なことではないかというふうに思っているわけでございます。

それにしまして、近來の投票率の低さというものが、だんだん投票率が低くなってきたということがございまして、投票率を上げて多くの国民の方々に選挙に対する関心を、今後我々の将来をど

のようにするかというその選択をゆだねる代表を選ぶ機会をぜひ持っていたきたいというふうに思うわけでございます。これは、我々に課せられた、この公選特にも課せられました大変に大きな課題であろうというふうに思うわけでございます。

今後、投票率を高めるのに、自書式のほかにもいろいろあると思うのですが、どのような課題があるだろうか。いろいろ言われておりますが、一案として、どうも日曜日というのがまずいいのじゃないか、ウィークデーで、そのときだけを職務義務免除にしたいという投票するとか、日曜日にしましても、朝は早い時間からやっておりますが、もともと夜遅くまでやったらどうか、例えば九時ごろまでやってみるとか、そういうことで投票率が上がるのじゃないだろうか。

いろいろ案があるわけでございますが、その二案も含めまして、どのような方策が考えられるかを伺いたいと思います。法案の提案者及び実務の担当者でございます自治省にお伺いしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○伊吹議員 民主主義の基本というのは、やはり八代將軍吉宗のときと違って、為政者のあてがいぶちじゃないということですね。それは、民主主義の王様である有権者が一票を投ずることによって選ぶ。したがって、現在の政治が非常に混乱しているということも、実は、政治家の責任である反面、投票した人、投票しなかった結果現在の政治家を選んで、現在の政治家が連立を形成しているということもやはり一つの原因であれば、私は、委員がおっしゃったように、投票率を上げるといことは一番大切だと思います。今委員の御提案も一つの傾聴すべき御提案だと私は思います。

ただ、技術的にはいろいろなことが考えられると思います。例えば、投票した人にはワッペンを渡してそれをうちの入り口に必ず張ってもらうとか、いろいろなことがあると思いますが、それよりもっと大切なことは、やはり政党が政党の理

念をはっきりと持って、国民に魅力ある政党になつていく。残念ながら、まことに不幸にして今はやや長い過渡期であると私は思うのです。ですから、これは与野党を通じて、いずれ二度、三度選挙を行った上で、自由主義を前提とした幾つかの切り口の政党にはつきりと分かれていくという形、そしてそれを支援していらっしゃる支持者という形ができてくればやはり投票率は高くなつていくと私は思いますので、むしろ技術的な問題よりも本質的なことを政治家として大切に考えるべきではないかと私は思っております。

むしろ、今問題なのは、投票に行つた人が記号式のために混乱をしようということだけはやはり最小限カバーしなければいけない。それがカバーできなかつたら、本当の自分の意思の投票ができない。私は、いずれ政界再編が行われて政党の数とか候補者の数が収められてくれば、欧米諸国のように記号式に改めてもいいと思うのです。欧米先進国も必ずしも自書式ではありません。記号式です。しかし、政党の数もつと絞られて安定した政治状況になつていくからそういうことができるわけで、今は過渡期だから、そういうことをやるとかえって新しい選挙制度を損ねる、私はそんなふうには思っております。

○谷合政府委員 投票率の問題につきましては、やはり選挙の管理、執行の立場から見しても、有権者ができるだけ投票しやすい環境を整えるということが大切なことであるというふうに考えております。

その方策として、委員御指摘があったわけでございますが、平日投票制あるいは投票時間の延長、そのほかにも、投票日の二日制であるとか電子投票の導入であるとか、さまざまな方策がさまざまな方面で御議論なり御提言をされているところでございます。

御指摘のございました平日投票制ということになりますと、どうしても現在投票所の施設等が、やはり学校に頼るとか、そういうことが多いわけでございますので、そうしたものが確保できるの

かとか、また、ウィークデーになりますと、事務従事者というものが確保できるのかというような問題もあることは事実でございます。

また、投票時間の延長につきましては、これまで二回、三十八年の総選挙と四十九年の参議院の通常選挙のときに投票時間の延長措置がとられておりますけれども、その結果が投票率にどのような結びついたかという効果の判定も必ずしも明確ではないわけでございます。ただ、国民の生活様式の変化等もありますので、投票立会人の確保ができるのかとか、あるいは遅くなりますと開票作業に影響するということも問題もありますので、そんなことを含めて検討しなければならぬというふうに考えております。

いずれにせよ、この問題につきましては、先ほどお話もございましたような国民の政治参加という観点から見て極めて重要な事項と考えておりますので、国会初め各方面の御意見等も十分伺いながら、また啓発のあり方というものをどうしたらいいかということも含めまして検討を重ねてまいりたい、かように考えております。

○熊代委員 自治大臣、この件に関して。

○深谷国務大臣 今、伊吹議員のお話や選挙部長のお話ではばきると思ひます。

ただ、私たち、大臣であるという前に一人の政治家として、やはりさきの地方選挙並びに参議院の選挙、極めて低い投票率であったことは、政治に対する不信が一つの大きな原因である。そしてその背景に、それがもとで国民の無関心がある。このことをじつくりとらえて、国民の政治への関心、信頼、それを回復して、投票行動に出ていただく、そういう状態をつくり上げることが最も大事なことだと思っております。

あわせて、投票しやすいという方法、つまりテクニカルの部分も十分に検討すべきであらうと思ひます。電子投票システムの開発などは一つの考え方ではないかと思ひます。今私どもも、そういう問題も含めて、有権者の皆さんがどうやって投票していただけるか、しやすい方法を一生懸

命勉強しているところでございます。

○熊代委員 ありがとうございます。ぜひ投票率の高まる、政治に対する関心あるいは政治の質を向上する、さらには、やはりテクニクの問題もあると思ひますので、テクニクの問題も十二分に検討をお願いしたいと思います。

次に、政党助成法の一部を改正する法律案につきまして御質問申し上げたいと思ひます。

これも提案理由にはあったわけですが、三分の二条項を廃止するという理由ですね。あるおっしゃいましたけれども、これも事前にかなりわかつていたのではないかと気がいたします。ですから、繰り返しになりまして恐縮でございますが、三分の二条項を廃止する一番の理由というか、その辺をちよっともう一度お願い申し上げます。

○瓦議員 三分の二条項の設定の経緯は申し上げる必要はないと思ひますが、政党がその政治活動を行うために浄財を広く求めるということは民主政治の基本にある、かように考えておるところであります。しかし、政党のそれぞれの基盤を見ますと、また歴史を見ますと、一概にその判断だけでは不公平、不平等になる、そういう面もございまして、この際、与野各党間で話し合いをする中に、それぞれの政党が政党の責任においてなすことでございまして、三分の二条項につきましてはこれを排除するということに決心をいたしましたわけでございます。

○熊代委員 これは既に一度やってみまして、政党助成金を除き、借入金を除き、実際に集めたお金の三分の二しかもらえないということ、なかなか厳しい条項であるということがわかつたというところでございまして、御説明がございましたように、いろいろな政党の成り立ち、歴史もありまして、やはりこれを撤廃して平等にお金が渡るようにしなければならぬというのは納得できるものであると思ひます。納得できるものであると思ひますが、あえて反対されて政党助成を返されているところもあるようでございまして、三分

の二条項撤廃に反対されるならば、三分の二を超えるものはお返しになるというのも一つの非常に意思を示すいい方法かなというふうな気もいたします。

それはともかくといたしまして、そういうこともちよつと考えられるのかなという気がいたすのですが、これはあえて質問ということにしないで、念のためでございます。私は、撤廃もいいのだという事です、一般にいろいろ言われていることについて、やはり議事録できつちりお答えがあつたということとは示したいということでござい

ますので、お伺いしたいのですけれども、党の運営資金のすべてを政党交付金に依存する政党が出てくるということですね。政党の自助努力を担保するためにやつた措置を撤廃して、党の運営資金のすべてを政党交付金に依存するというのはいいことだろうか。これはまた繰り返しになりまして恐縮でございますが、しかし、それもあえていいのだというところをもう一度お願いを申し上げます。

○瓦礫員 御指摘のように、三分の二条項が撤廃された後、政党がその政党努力をしないといいますが、そういう中で政治が運営されることに對する危機をもちろんお持ちであることは承知をするわけでありまして、それぞれ政党の運営資金がどの程度政党助成法に依存するか、これは政党の自主性に任される部分が大きい、かように考えるわけでありまして、最終的にそれぞれの政党の運営の可否は選挙を通じて国民の審判にゆだねるといいますか、そういうことに相なると思うわけでありまして、また、政党自身がその努力を怠つては、私は、政党の生命にかかわる問題である、いわゆる公的助成のみならず、浄財、国民の広い支援の中で政党が有効に息づいていくということは議会政治の重要な部分である、かように考えておるわけでありまして。

賛成、反対を決めるのではなくて、やはり本音で賛成のものは賛成、反対のものは反対ということをやっていく必要があるだろうというふうに思っています。そういう意味で、今ある、あるいは繰り返しもあえて辞せず御説明を聞いたわけでござい

ます。○岡谷委員長 次に、荒井広幸君。

○荒井(広)委員 自由民主党の荒井広幸でございます。

先ほど提案者の先生方から、言ってみれば、政治改革を新しくして、新しい政治、信頼にたえ得る政治をするという意味では、本体を変えない、しかしその本体をうまく動かすために部品を変え

るのとは当然だということで、私もこれは当然にそう思っております。言ってみれば、本体は日本丸の船ということで、新しい民主主義のこの仕組みの根幹をなすさまざまな制度改革をやつた、それが日本丸として国民の皆さんを乗せて幸せに運んでいく。その中で、船の中にもいろいろ、使つてみたらうまくいかないというところについて、これは改良していく、改めていくというのはごく当然のことだと思ひます。

その意味におきまして、私は、実は国民の皆様方に十分にその党の政策やあるいは党の運営の仕方、体質と言つてもいいかもしれません、また政党所属の候補者の方々を含めて、候補者の方々の政見や人柄、そういったものを十分に引き合わせるという意味におきましては、この政党交付金の使われ方ですね、先ほど党運営というふうなことがありましたが、非常に重要な意味をはらみます。

そこにまた助成金の絡みも出てくるというふうなことで、選挙運動方法あるいは活動というものはやはり私は見直すべき点があるな、このように思う次第でございます。

例えば、今回の理念に従つて考えてみましても、小選挙区及び比例代表定数の改正と、これに伴ひましての選挙運動量の改正などということが中心に行われてまいりました。第百二十八回国会の本会議、政治改革特別委員会、今言いましたようなところを中心に議事録をずっと読んでみますと、なぜこの選挙制度全体を改革するようになったかといへば、それは同一政党の候補者同士の同士打ちである、個人競争になるのだ、個人競争だから政治と金をめぐるさまざまな問題が発生して国民の信頼を失つた。こういうことを反省するならば、制度自体の欠陥を直さなくてはならないのだ、この細川総理は答弁をされてい

ます。その結果、小選挙区の政權選択制、比例の多様な民意の反映、これを合わせたものがベターではないか、そこに初めて政策・政党本位の選挙が実現できるんだ、こういうような全体の趣旨なんです。

では、こういうようなことでこの船が進んでいくということになって、それぞれの選挙運動方法というものを取り上げて見ますと、極めてこういう精神から遠くなつちやうのではないかと、むしろ逆行するのではないかとと思われるような点が多々指摘できます。

きょうは、二点について指摘をさせていただきます。御見解をいただきたいと思ひます。

まず、法定ビラでございます。

法定ビラにつきましては、小選挙区選挙で候補者、届け出政党が出せますし、比例代表でも出せるんです。ところが、個人にももちろん法定ビラは出せることになっておりますが、こういうことが考えられるわけです。今回は種類や規格に制限がありませんので、小選挙区やあるいは比例代表の政党に与えられた法定ビラが、何と、特定の個人の候補者の政見あるいは人柄を訴えるというものに利用できますし、二つ目は、規格制限があり

ませんので、はがきサイズに変えることができるということなんです。しかも、今度は郵送が認められてい

ますから、六十円掛ける七万枚といたしますと四百二十万がかるんです。この四百二十万というものを政党が出すのは原則であります。が、もし仮に、候補者にも認められた寄附という形でお金を貸与すれば、実は小選挙区の候補者に対する法定選挙費用とは別に、新たなお金を使わせられるという二重の問題点も指摘できるわけでございます。

こういうような点を考えますと、お金にまつわる問題から何とお金のかからない政治にすることによつてのさまざまな信頼回復をしようと言つてはなかなかかわらず、お金を、かけようによつてはなかなかかけられるという矛盾点が出てきている。

まず、この点でござい

ますけれども、制限がないビラの種類、そしてまた、比例の方は枚数制限がない、郵送もできる、こうなつたらばらばらにお金がかかるんじゃないかと思ひますが、いかがでござい

ますしょう。

○伊吹議員 先ほども私、最初に申し上げましたように、小選挙区比例代表並立制というものを動かしていくための部品がた

くさんあります。その部品の一つが今おっしゃつた選挙制度なんです。また、その選挙制度を賭つていくための個人及び政党の資金のあり方なんです。ですから、中選挙区には中選挙区のいいところがあり欠点があります。その欠点を非常に重く見て、欠点がある小選挙区だけれども小選挙区の利点を重く見て、今度は比例代表を加味した小選挙区制に変えたわけですね。その小選挙区制は政党本位ということになっていくけれども、その部品がどうだと言へば、今荒井委員がおっしゃつたように、まことに小選挙区比例代表並立制を動かしていくためには部品がや

よね。はがきは個人が三万五千、政党が三万五千。十四万枚のはがきを出せるということですね。そして、小選挙区だから有権者の数はうんと少なくなっている、テリトリもうんと少なくなっているが、従来の運動量の四倍、はがきについて言えば四倍の運動量になってしまつて、しかもそれを賄うお金というものが大変率直に言つて集めにくい。しかも、政党がやると言っている活動が、実際は個人にみんなかかつてくる。個人が預かっている小選挙区比例代表並立制の小選挙区支部にかかつてくるということですね。そうだったときに、この制度がうまく動くかどうかどうだろうかということをお前は本当に心配をいたしております。

この前、自民党が三党の協議では、運動のあり方、運動量、それを賄う資金のあり方について検討をするということを含意いたしました。野党の皆さんも、これは土俵をつくる話ですからぜひ一緒に、我々が決めた大きな大目とである小選挙区比例代表並立制を現実合つたように回していきけるためにはどうすればいいかという議論は、次の総選挙までにむしろ急いでやるべきじゃないかという感じを私は持っております。

○荒井(広)委員 同感でございますし、同時に、この点につきましては自由民主党も十分に議論をしてきたつもりではおりましたけれども、第百二十八回国会においては、趣旨説明などを除いた質疑などで時間を計算すると九十九時間全体の議論をしていきますが、残念なことに、戸別訪問あるいは今の選挙運動方法につきましては概略調査室と時間的なものを詰めてみますと約三時間四十分程度ということでございます。ここについての議論は、それぞれの党が大体同じ意見であつたということも加わつてか余り議論されませんでした。これはかなり重要な部品だということで、問題点が指摘できるわけです。

もう一つ指摘できるのは、お金がかからないと言いがらかするような、かけ方によつては、まああかがあると言え、当選できるんじゃないかといふようなところに問題がある。

それから二つ目は、比例と届け出政党、都道府県単位ですね、それと個人というのがあるものですから、それぞれが垣根を越えて相乗りをいたしますと、実は、小選挙区で戦う候補者同士が全く違う土俵で戦うという驚くべきことになるんです。これは政見放送で見ると非常にわかりやすいです。

ある県五人区だといつたしますと、いただきます時間というのには、政見放送でございますけれども、NHK二回、民放三回、ラジオ一回、六回でございます。六回トータルを仮にさせていただきます。九分でございます。六、九、五十四分。ところが、お一人しか立てない政党の候補者は、六、九、五十四分自由に出演することも可能なんです。ところが、五人区ですから、満杯に立てた政党は、五人で仮に一人一人が平等に出演しようといつたしますと十分程度しか出られない。片方は五十四分出ずっぱりも可能であり、片方は十分。

そうなりますと、この法のそもその精神でいいますと、政党・政策中心でありますから、政党の政策を訴えるんだということなんです。これは、ある意味において我々もその法の精神を体さなければなりません。その政党をどう説明するかというときには、やはり候補者たる人間が説明するということのも非常に大きな手なんです。そうなりますと、場合によつては、政党の政策を説明しながらその特定の候補者一人だけが非常に評価を得る、こういう問題も、問題ではないかもしれせんが、結果的にはアンバランスな時間配分ということによつて一人の候補者だけが有利になつてくる。その同じ選挙区では別な党の一人しか立っていませんから、まさに土俵が大きく崩れてしまふという問題点が出てまいるわけです。

ですから、この法の精神を各党がきちり体して、国民の皆様方に理解をいただき信頼を回復するという選挙運動を全員が、候補者個人もしていただくわけでございますが、どうしてもその辺は、与えられたものの中で非常に有効に理解していただくといふやうにやはり考えてしまうのが政党で

あり候補者でありますから、そうなたたときに極めて候補者のその選挙区内で不平等を来すということがあるんです。先ほどのピラミッドはがきに変えますと、特定の候補者のところにだけ郵送も可能なんです。ある特定の候補者を特定に応援するということになりまふ。こういうものに縛りをかけませんと、実は、公平で平等な選挙運動方法が非常に不平等を来す。これが今度の選挙運動のさまざまな方法、活動について言えることでございます。

こういう点、私は問題であると思ひます。これを政治改革の趣旨に照らしてそのような方向にしていかなければならないと思ひますが、この辺議論の余地があるところだと思ひますので、大臣に議論の余地があるかどうか、ちよつと難しいところでございますが、いかがでございますでしょうか、その辺。

○深谷国務大臣 この選挙の法律を改正した当時の流れをずっと見ますと、あくまでも政党中心の選挙に変えようとしたが、その趣旨にのつとて選挙を行つていけば、今委員の御指摘のやうな問題はないわけでございます。しかし、現実の戦いの方法として一体どうなるか、まだ経験を持っていないものでありますから、委員のやうなさまざまな御心配はあろうかと思ひます。

しかし、いずれにいたしましても法改正は与野党含めて各党の議論の中から結果的には生まれたものでございますから、これからの選挙のあり方についてはどうぞ大いに議論をしていただきまして、政府といたしましてはそれを十分に承つて対応していきたい、そう思ひます。

○瓦議員 荒井委員からの御質問、だんだんこの問題を詰めてまいりますと、選挙のいろいろな対応につきましても、今御指摘のやうな問題が出ております。それで、先ほど部品論もございました。また三党間で新たな項目を起こしまして、これらの費用を賄う政党と候補者個人の政治資金調達のあり方、並びに政治改革協議会において今後候補者個人の選挙運動等の対応、これらをひとつ研究

していかなくやならぬといふやうな中でも指摘がございました。

さらに、伺ひまして、この問題は公選特、格別委員長のお計らいにもよりまして、各党間でそれぞれ選挙の対応につきましては御協議をいただく場は、言つてみすればこの委員会が中心でございますから、貴重な意見として私どもも受けとめまふし、また、本日の質疑を通じて、与野党垣根を越えまして選挙、議会の基盤をつくるという意味合いにおきましては貴重な意見として承つておきたい、こう存する次第であります。

○荒井(広)委員 私は、これは政治家や政党のために言つていけるのではなくて、選挙という唯一の国民が参加できる、その機会に有権者の審判を冷静に、客観的に仰げるやうな有益な土俵をつくり、その土俵の中で政党も、政党所属候補者あるいは無所属の方々も公平に国民の皆様方に政見、政策を訴えられる、そして審判を仰げる、しかもお金はかからない、極力かけないやうにする、その範囲の中で日本が繁栄し、国民の皆さんの幸せにつながつていく、世界に貢献していく、そのための手段であると思ひますので、ぜひ与野党を通じてこの場で議論をさせていただきたいということを委員長にもお願い申し上げまして、質問とさせていただきます。

○関谷委員長 次に、横光克彦君。

○横光委員 日本社会党の横光克彦でございます。平成六年一月二十九日に一応政治改革四法案が成立したわけでございます。曲がりなりにもと言つていいんじゃないかと思ひますが、成立いたしました。自來、二年にならうとしておるわけでございますが、このことは言はずもがなることでございます。こつぱな政治改革法案、本来ならば、私たちが政治家が正しい倫理観を持ち、公正なる判断力さえ持ち合わせればこのやうな法案は必要ないわけでございます。しかし、残念なことにはこつぱな政治家が少くないといふことで、こつぱな法案をあれだけ長い期間をかけ、そしてまた、ある意味ではむだとも言えるやうな膨大

な金を使つて、それでも成立させた。

そういった状況で、成立させたといへばまだまだ十分ではなからうか、さらに政治改革の第二弾を打ち出さなければならぬ。政治浄化のために、国民の皆様方にこたえるために、そういった思いでいたさきに、昨日山口敏夫氏が背任容疑ということで逮捕されたわけでございます。ほとんどの国民、そして私たちも今怒りで胸がいっぱいになっているところでございます。

これは山口氏だけではありません。ことし一年間で、ことしのたった一年間で四人の国会議員がスキヤンダルや不正疑惑で議員辞職あるいは逮捕に追い込まれるという、まさに異常事態とも言えるような状況ではなからうか、私はこのように思っているところでございます。中西啓介氏、そして近藤豊氏、大谷忠雄氏、そして今回の山口敏夫氏であります。政治改革法案が成立した後のんです。長い腐敗が続いて、やつと政治改革法案が成立したその後に、まだ国民を愚弄するかのようになり、またスキヤンダルや不正で議員辞職あるいは逮捕に追い込まれるという、国民の信頼を取り戻さなさいといふときに、さらに国民の信頼が離れていくような状況を私たち国会議員が国会の中であるいは国会の外で起こしている、もう残念としか言いようがございません。

なぜこのような不祥事が飽くことなく続くか。これは一言で言えば、先ほどからお話に出ております政治と金の問題に尽きると思いますが、余りにも政治家が政治活動に、また選挙に金がかかり過ぎる、いや、私から言えば金をかけ過ぎる、このように思ひがしてなりません。

ですから、相手陣営が金をかけるから我が方もと、いわゆる軍拡競争のような悪循環がこれまでずっと続いてきた、そういうことも言えるんじゃないか。本当に国民の信頼を得るために、公平で公正な政治活動、また選挙の道はないものか。新米で何を青臭いことを思う方もいらつしやるのかもしれませんが、私たちは今こそ真に国民の信頼を取り戻す、また勝ち得るために、全員で政治

と金という原点に立ち返って、胸に手を当ててこの道を追求していく決意をしなければならぬときではなからうかとまず冒頭に申し上げさせていただきます。

今回の委員会に、そういった中二つの法案が提案されたわけでございますが、まず、政党助成法についてお伺いいたします。

これは、旧連立七党一派のものと、細川内閣で提案した内容であるわけですが、これを一年間施行してみても、いろいろな弊害も出てきたのではなからうか。この三分の二条項があるために、政治にかかるコストがむしろ増大したのではないかと、私はこういう気がいたしております。満額の政党助成金を得るために、前年度の収入の一・五倍を上回らなければなりません。そのために、各政党は政治パーティーとかあるいは献金集めとかに走ったわけですね。これは、ある意味では私たちが目指している政治改革の流れに逆行する道であらう、私はこのような気がいたしております。

そういった意味で、前の政府案の方が実態上よいのではないかとこの結論にたどり着いたのではないかと、こういう気がいたしております。これは、現野党であります新進党も、当時は与党においてこの細川政権のときの法案を、ともにつくった法案でございますので、まあ内容についてはそういった関係上賛成だとは思いますが、修正等の経過等、意見もございまして、重複することになりますけれども、いま一度、なぜこの法案が提案に至ったか、ここでその考えをちよつとお聞かせください。

○佐藤(親)議員 今、冒頭に横光委員から言われましたように、この前の選挙からこの間ほぼ二年余たっているわけでありまして、四人が辞職あるいは逮捕ということを言われて指折り数えることはできますが、改めて言われて、政治の信頼という観点からいって、我々も、改めて襟を正すことを国会全体としても政党としても本当にやっていたかなければならぬということを改めて表明をさせていただきたいと思うわけでございます。

政党助成法上の三分の二条項の問題につきましても、国会の方で当時修正がされたわけでございまして、けれども、そのときの議論というのは、政党が過度に公的助成に頼ることはいかなるものかという議論もございました。一方、そういう三分の二条項なり当時四〇%と言われたのが出れば、それは逆にそれに当てるために自効努力というものをより一層しなければならぬという弊害が起きるのではないかと議論もあつたわけでございましてけれども、最終的には三分の二条項ということになったわけでございます。

しかし、今委員御指摘のように、ほぼ一年たつてみますと、やはり政党というのは長い歴史のあるところもあれば短い歴史のところもあり、また政党の活動資金というものはいろいろなタイプがあるわけでございまして、そういったことを考えますと、自効努力というものがどのくらいの割合であるべきかというのはなかなか一概に結論づけることは難しいのではないかと。

したがって、与党の中でいろいろ協議をいたしました結果、ひとつその自効努力というのはどのくらいすべきなのか、公的助成というのはどのくらいの割合が正しいか、あるいはそれは政党自身のあり方、あるいは最終的には政党自身が国民の皆さんの審判によるところによるべきである、そういう結論に達したわけでございまして、三分の二条項というものは撤廃をするという結論に至った次第でございます。

○横光委員 次に、公選法改正案についてお伺いたします。

記号式から自書式に変えるということとは、これは先ほどの政党助成法と違いまして、政党助成法の方は一年間実際に経験したわけですね。しかし、この自書式に改めるといふのは改正後まだ一回も適用されておられません。適用されてないのに改正するということ提案されたわけですから、これは発議者におきましては相当に慎重な討論、検討を行った末であらう、このように思うわけでございます。先ほど熊代委員からもございました、

ある程度予測されていたことではなからうかという問題もございまして。

例えば、実際問題として、当時参議院の選挙制度改革の議論の中で、この整合性を検討するようになりとりも野党間で議論されたという聞いております。また、自書式になりますと、ある意味では一文字のミスも許されないわけですね。結局、これは人間ですから、完全無欠ということは望ましいわけでございますが、どこかにミスが起きる可能性がある。もしそのようなことが起きた場合に、その内容によっては訴訟とかいろいろな問題が起きかねない危険性がある。さらに、大都市部では膨大な候補者あるいは政党が名乗りを上げる可能性もあるわけでございまして、そうしてみますと、先ほど趣旨説明がございましたが、機関委任事務、いわゆる選挙管理委員会の実務上の困難は大変なものがあるのじやなからうか、こういう危険性をさるるわけでございます。

一つの例で申し上げますならば、もし記号式投票において候補者が死亡した場合に、いわゆる新しい投票用紙を再調製することが一つ、そしてまた、既製の投票用紙で死亡した候補者の部分を消すということが一つ、しかし、もしそれでも投票日直前に亡くなったようなことがある場合は、既製の投票用紙の死亡した候補者の部分を削除せずにそのまま用いて、選挙当日、投票記載所に死亡した旨の掲示をする、こういうふうになっておるわけですが、これは先ほど言いましたように膨大な量でございまして、間に合わないことだつてあるわけですね。そうした場合、投票所で大変な混乱も起きかねない、私はこのような危惧もするわけでございます。

そういったことを考えましたら、私は、投票率を向上させ、そしてわかりやすい制度、そしてまたわかりやすい方法で、有権者ができるだけ選挙に参加しやすい方法で、このことがやはり必要ではなからうかと思っております。こういった選挙事務の実態を考えればやむを得ない改正だとは思いますが、いま一度発議者の御見解を

お聞かせください。

○佐藤議員 平成六年にこの法案が出されたときに、政府案は二票制の記号式、それから自民党さんの案は一票制の記号式ということで、両方とも記号式となっていたわけですが、あれども、記号式は記号式のメリットというのがあることは当然のことながらあるわけですが、

政府といたしましても、投票の効力判定が容易になり、無効投票が減少するとか、選挙訴訟が減少する、あるいはある程度投票用紙をばつと見て、その候補者がおればそこに○をつければいいというだけですから、そういった意味では選挙の秘密が確保しやすくなるというようなメリットがあることは私たちも否定するものではないのでございますけれども、今委員御指摘のように、衆議院と参議院の投票方法が違ふということについては有権者に戸惑いを与えるおそれもある。それから、記号式の場合には、候補者が少ない場合には非常にメリットが出てくると思いますが、多い場合には投票者がまず探し取りその他いろいろな、投票用紙が大きくなるなどということもございまして、三番目に、委員御指摘のように、立候補者の締め切りが終わってから印刷が始まるということ、もちろん全くできないわけではありませんが、それから、候補者が死亡した後の補充立候補の問題、あるいはそのまま、亡くなられた場合を今委員御指摘になりましたが、全く対応できないとは申しませんけれども、過度の負担を選挙管理委員会にかけるということになってまいりますので、こういった問題を総合的に考えてまいりますと、記号式から自書式に変えるという結論に至つた次第でございます。

○横光委員 今メリットというお話がございました。確かにメリットもあるわけですが、もうひとつの観点からして、前回記号式にされたのは、ある意味では将来における電子投票等のことも念頭に置かれていたのではないかと考えるわけですが、今回の改正は当然の措置と考えてよろしいの

でしょうか。

○伊吹議員 先ほど来御答弁を申し上げておりますように、現在にはまさに過渡期だと私は思います。そして、政党の理念が必ずしも確立をしていない中で、率直に言つて、自由民主党にも保守の人もいればリベラルの人もおりますし、新進党も保守もリベラルも宗教でくくられている人たちが混在しておられる。そういう中で、現状に満足をしていろいろな価値観の人たちがいろいろな政党をつくっているというのは、私はこれは否定できない事実だろうと思います。

したがって、今委員おっしゃったように、将来的にはやはりそういうことは考えなければならぬのだと私は思いますけれども、当面、新しく入れたこの制度が定着をするまでは客観情勢とあわせて部品の修正していかねばならない。それについて判断するかは、これはむしろ院の御判断で、将来の問題として残しておくというのが、私は立法技術としては謙虚な態度ではないかと思っております。

○深谷国務大臣 ただいま電子投票システムの問題についての御質問がありました。たまたま私は大臣になる前にそういう問題、渡海先生などと勉強しておりましたので申し上げたいと思うのですが、電子投票システムでも、記号制度だけではございまして、自書式の開発をただいま日本の会社ではやっておりまして、将来、実際問題としては自書式でも電子投票システムで投票できる、そういう機械が既に開発されておりますから、必ずしもそれを否定するような状況になるとは思いませんので、念のために申し上げます。

○横光委員 先ほど、冒頭に申し上げましたように、国民の政治不信は払拭されるところか、ますます不信が増大しかねないような状況でございます。こうした政治腐敗の根絶のための政治資金浄化とそしてまた透明性の拡大については、さらに各政党、また私たち議員が一致して前進させなければならぬことだと考えております。同時に、国民の政治参加拡大のための方策はまたまた推進

されなければなりません。

そうした観点から、もう時間がございませぬが、もうちょっと質問させていただきます。

まず一つに、政治改革と党協議会において政治資金収支報告書の複写の解禁問題、これが実施される方向で合意されつつあり、具体策の検討が行われると聞いておりますが、このことがどうなっておるのか一つ。

そしていま一つは、これは在外邦人の件でございます。在外邦人の国政選挙に関する投票機会の保障について、これは超党派の問題ですが、八四年に政府法案が一度提出されております。そしてまた、旧細川連立の時代にあつて国会の委員会として海外公聴会も行われたという経緯があります。この問題も与党協議会で今どのような段階にあるのか、お聞かせください。もし自治省に補足説明があるようでしたら、これもあわせてお聞かせください。

○伊吹議員 二点のお尋ねがあつたと思います。まず一点は、政治資金収支報告書の公表という

これが報告をされるのは来年の三月だと思ひます。各政治家は一つの資金管理団体しか持てません。同時に、五万円以上の寄附者の名前はすべて開示されますから、それを書くとき一体どの程度になるかというのは、これは初めての経験です。多分、この委員会の床から上まで積み上げた書類が幾つも幾つも出てくるということになると思ひますので、これを管理していく上から複写にたえられるかどうかということをやはり書類を見てから決めようとしてコピーをとっていただくということを中心として考えてはおりますが、余りにも事務的に無理だということになるのかどうなのか、これは見きわめねばならぬだろうというものが今我々の議論でございます。

それから、在外邦人の選挙権の問題については、先生御指摘のとおりで、これはやはり日本人である限りは、日本国籍を持つておられる限りは投票権を奪つてはなりません。どの投票を対象とする

のか、つまり衆議院でいえば比例区だけなのか選挙区なのか、そしてどのあたりまでの範囲の人をやるのか、投票場所はどこでやるのか。これを今鋭意外務省と自治省の間で詰めていただいておりますので、でき上れば、与党の問題としてではなくて、各党全会一致の問題として、ぜひ共同で新進党の皆さん、共産党の皆さんとも提案をいたしたいと考えております。

○横光委員 前進してほしいと思います。終わります。どうもありがとうございました。

○岡谷委員長 次に、田端正広君。

○田端委員 先ほど来政治不信の問題が大変大きな問題になっているということで、この委員会としてもいかにして、政治不信についてどうこれから政治家として私たちが考えていくか、こういうことが大きなテーマになっています。

今回、こういう法案二つが出てくるわけですが、その前に、これは一つ一つの法律あるいはこういう態度というものが、国民とかかわりの上から政治と国民の距離を近づけるのか遠ざけるのか、こういうことにならうか、こう思うわけでありませぬ。

きのうの毎日新聞でございませぬが、村山内閣不支持率が三七%と過去最高であつた、男性の不支持層が急増して、四十代、五十代が大変高率であるということが報道されています。そういう意味で、非常に政治家の一人として寂しい現象だな、こう感じるわけでありませぬが、こういう大きな政治不信が高まっているということについて、政治家一人一人の政治姿勢とか指導力とか、そういうものもろものが政治家の側として問われてきているのではないかと、今日ほどそういうことを問われているときはないのじゃないかということを感じます。それがひいては投票率の問題とかあるいは無党派層がふえていることとか、そういうことにもつながっているのだらうと思うわけでありませぬ。

大変失礼な言い方をさせていただきますけれども、こういう政治不信の大きな一つのベースとい

いますか、それは、国民だれしもがびっくりした  
自民、社会の連立政権の誕生であった。つまり、社  
会党が村山総理の発足とともに百八十度政策を転  
換されたという意味において非常に国民にとつて  
はショックであった。つまり、政治家というのは  
何でもありか、こういうふうなことで、あるいは何  
をしても通るのか、そういう不信、怒り、もろもろ  
のものがこのとき生じた、こう私は私なりに感じ  
ているわけであります。そういう意味で、今日政  
治に対して国民の厳しい目があるのはそういった  
延長線上にあるかというふうに認識しております。

そこで、今回のこの三分の二条項の撤廃とい  
うことが、今回の政治不信をさらに加速すること  
になっていくのではないかと、これを私は心配す  
るわけであります。つまり政党みずからの努力に  
よる前年度収入実績の三分の二というものを取  
つてしまふことによつて満額公費助成というも  
のを受け取るということになれば、青天井への一  
つの道を開いてしまふ、そういう意味では、国民  
の目から見て政治改革が後退するのではないか、  
こういうふうな声があるわけでありまして、先ほ  
ど来お話のあったような朝令暮改とか身勝手だ  
とか、あるいはお手盛りであるとか、こういうこ  
とにも通じていくのだから、こう思うわけです。  
そこで、まず瓦提案者にお伺いしたいと思いま  
すが、こういう意味で政治不信を加速してしま  
うのではないかと、この視点でひとつお答え願ひ  
たい。

それから、大臣にお答えを求めたいと思いま  
すが、先ほど来、政治不信といふものをどう解  
するかのことが我々の責任だとおっしゃいまし  
ましたが、そういう視点で、今回の法改正は全く危  
険はないのか、その辺のところを大臣にもあわせ  
てお願いしたいと思ひます。

○瓦議員 田端議員から、政治不信の根源につ  
いていろいろなお考えや、また三分の二条項撤  
廃により政治不信は増幅するのではないかと  
懸念、こういったことについての見解を述べると

いうことでございます。

三分の二条項につきましては、先ほど来議論に  
なっておりますように、政党の歴史やそれぞれの  
ベースを考えまして排除することにしたわけであ  
りますが、もとより公費補助につきましては、政  
党はそれに頼ることなく自助努力が必要である  
という主張も我が党といたしましてはしながら、三  
分の二条項が設定され、なお政党の歴史等を勘案  
して、この際それを撤廃することにした経緯、こ  
れらについて質疑は展開されてまいっております  
が、実はこの問題は政治不信の問題とかわり  
ない、私はかように考えております。

ただ、政治不信の根源には、御指摘のよう  
に、いろいろな不祥事が起こったこと、さらには政治  
の一つの大きな流れの中におきましてその指導性  
が問われておることも間違いないと思つてあり  
ますが、これはどの国の歴史におきましても、民  
主政治は国民から審判を受けて、政党が時として  
大連合を果たさなければならぬ、そういう時代  
もございます。これは御承知のとおり、ドイツに  
おいてもそういう例がございました。今自由民主  
党と社会党、さきがけは、言ってみれば冷戦  
構造以前のいろいろな体制の中でその距離があつ  
た政党であります、今国民生活や国家の問題に  
つきましては、血のにじむような努力をしながら  
その政策を進めておるところでございますので、  
この面につきましては御理解もいただければと  
思つております。

いずれにいたしましても、政治不信の原因に  
つきましては、国民の意識、価値観が多様化して  
おりました、またより多くの課題に対する国民の  
政治的期待が消化されない不満、こういったもの  
もあろうかと思つております、こういうこと  
につきましては、我々はこれから一層努力をし  
ていかなければならぬ問題であります。

格別、今度の選挙制度の改正によりまして政党  
がいかに責任を果たすか、また政策をどう国民に  
訴えていかなければならぬかという視点を立ちま  
すと、このウェットはさらに高くなっていく、こ

う考えられますので、実は小選挙区比例代表並立  
制に向かつて努力をすると同時に、今日国民の中  
にある政治不信を我々は払拭すべく、金と選挙  
金と政治の問題、これらを遮断するような努力を  
して国民の信頼を回復するようにしなければなら  
ぬ、こう思うわけであります、三分の二条項の  
撤廃と政治不信とのかかわりにつきましては、委  
員指摘のようなことは考えないわけではござい  
ます。

○深谷国務大臣 まず第一に申し上げたいのは、  
前回の法律改正は御存じのように政府提案でござ  
いまして、今回の場合は議員提案でございませ  
ん。これが政府提案でございまして、私どもも朝令暮  
改ではないかと御批判が起るのには当然と思いま  
すが、今回は提案者が違うということで、まず一  
つは御理解をいただきたい。

それから二つ目は、政治家に対する国民の不信  
というのは、政治家と金にまつる、つまり法令  
に反する行為の問題でございまして、この政党に  
対する助成金というものは、そういう法律に反する  
とか不正義とかいうかかわりのものではありません  
ん。しかし、資金の問題でありますから国民に誤  
解を招くという点はございまして、そこはよく  
今日の議論を深めて、国民の理解をいただくとい  
うことが極めて大事なことでないかと思つてお  
ります。

○田端委員 提案者が違うからというものは、それ  
はちよつとおかしいのであって、先ほど大臣は、  
大臣である前に私は一人の政治家だ、そういう立  
場でおっしゃったわけですから、やはりそういう  
観点で物を言っていただかないとそれはおかしい  
のじゃないか、こう思ひます。

もう一つ、この問題で私は非常に腑に落ちない  
といひます。不純な感じを受けているのは、社会  
党、さきがけが主張して三分の二条項の撤廃、そ  
して自民党が主張して記号式から自書式とい  
う、与党の中でそれぞれの思惑が色濃く出て今回  
の二つの法案になったということがマスコミ等  
も言われているわけでありまして、そういう意味で、

この問題は、事は税金にかかわる問題であり、そ  
してまた国民の選挙に関する、投票に関するこ  
とである、そういう大変大事な問題であるだけに、  
政党が表に出たといひますか、そういう形で国民  
に受けとめられるとしたならば、これは政治不信  
の大変大きな要因になる。

そういう意味で、自民党と社会党の提案者の方  
にその辺のところをお伺いしたい、こう思ひます。  
○佐藤議員 誤解をしないでいただきたいの  
でございまして、与党の政治改革協議会では、今  
提案をさせていただきました政党助成法の三分の  
二条項撤廃の問題、それから公選法の記号式を自  
書式に変える問題だけを議論して御提出をしたの  
ではなくて、先ほど横光議員からもお話がござい  
ました在外邦人の投票権の問題あるいは在日外国  
人の方々の投票権、正確には地方選挙権の問題、  
あるいは先ほど出ました政治資金収支報告書の  
問題、それから首長の多選禁止の問題、六つ  
のテーマをずっと真剣に議論してきたわけでご  
ざいます。最終的にまとまりましたのが今御提出  
している二点でございまして、どここの党が主  
張してあれだからというふうなことではなくて、  
一定の時間の中で、議会が開かれる前に合意を見  
ることができたのはこの二点でございまして、残  
りの四点につきましてはまだまだ我々としても、  
また皆さんとも議論を深めていきたい、という  
ふうに考えておるわけでございまして。

それから、政治不信との関係で言われました  
けれども、先ほど他の委員からも御指摘がござい  
ましたように、三分の二条項でパーティー花盛り  
などという報道も実はあったこともございまして、  
私たちは満額取られていたところがパーティーだ  
け全部やめたというふうにとらえておりません  
が、いずれにいたしましても、そういう報道をさ  
れること自身が、この三分の二条項についても政  
治不信と結びつけば考え直さなければいかぬ点  
ではないか。

そういうことからいひますれば、やはり我々と  
して、ほぼ一年経過する現状において、やはり法

律は改正すべきではないか。これは三分の二条項を撤廃したからに——今三百九億でございいます。細川内閣のときに私が提案したときには四百十二億、国民一人三百三十五円をお願いするというのが、二百五十円になっておるわけでございいます。やはりそれは与党としての自制もあれば、やはり過度に公的助成に頼ってはいけないというのがこの問題の本質の中にあるわけでございいますし、それから国民世論もあるわけでございいますから、そういった意味では、これは三分の二条項が撤廃されたら三百九億が五百億、一千億になるという性格のものではない。物価がそんなに変わらないうちは、やはりそれは国民の貴重な税金でございいますから、そこは十二分に注意をしてこの問題は取り扱うべき問題であるというふうに私たちは考えております。

○田端委員 佐藤提案者の方から、そういう理屈も成り立つのかとは思います。しかし、正直言って、今この不況の中で、民間はリストラ等をやって、自助努力といいますが、みずからの身を痛めて大変頑張っているわけであります。政治家がああだこうだということから、せつかく大きな歯どめになっているこの三分の二というものを取り外してしまうということについての批判はやはりあろうかと思えます。

当初、この法律が成立したときの二年前の新聞等を見ますと、政党助成の上限枠は自民が新党封じをねらった、こういう報道をされております。そういう意味での思惑といえますが、大政連の思惑は確かにあのときはあったのかもわかりません。しかし、できてしまった今日から見ますと、三分の二というものが歯どめとなって、そして抑止効果があるというふうに評価されるに至っているわけであります。だから、そういう中でそれを外すということに対する国民の非難、批判というのがやはり今起きているのだと思えます。今、佐藤提案者の方から、そんなとんだんふえていくことはない、こうおっしゃいましたが、ふえていくわけでは

例えばイタリアを見ますと、ここは一九七四年に政党交付金が制定されているわけであります。それから、一昨年、一九九三年にこの問題についての国民投票が行われております。そして、この政党交付金の廃止に賛成する人が九〇〇、そういう国民投票の結果、この政党交付金が廃止される、こういうことになったわけであります。

この中身について、こういうことを分析している政治学者がいるので、ちょっとお読みしたいと思います。政治の方も「政党助成」を機に、かえって自己資金調達能力を向上させる努力を怠るようになってきたばかりか、経費節減への意欲を失うようになつてしまった。それどころか、政党交付金を担保に銀行から借金を重ねていったのである。そして、その後始末のために、政党交付金の増額を求める「お手盛り法案」を準備するなど、国家資金への依存度をますます強める方向へ進んでいった。つまり、政党は最も安直な「国営企業」化への道をたどった。

こういうことを分析している政治学者もいるわけでありまして、そういう意味では、抑止効果がなくなるということについては私は大変危惧をしているわけでありまして、この辺のところについて、これは大変大きな、大事な問題だと思えますので、イタリアの二の舞になつては、これはもう大変なことでありまして、したがって、これは所管の大臣である深谷大臣にぜひ御答弁をお願いしたい。

なお、社会党の先生にも、ぜひこの辺の所惑をお伺いしたいと思います。

○伊吹議員 大臣はまた行政のお立場から当然お答えになると思いますが、提案者として申し上げたいと思えます。

私は、個人的な意見を聞かれれば、政党助成は当初から一貫して反対であります。議会制民主主義のもとでは、政権を握っている政党の手を通つたお金を、そうじゃない党がもらつて議会制民主主義というのは成り立たないと私は思います。

しかし、残念ながら、新しい小選挙区制度のもとで、一方で政治資金規正法を極めて厳しく管理しています。その中で、運動量は先ほど言われたように二倍、三倍に膨れ上がったという公職選挙法をつくり上げて、であれば、現実問題として、この新しい制度を動かしていくためにはやむを得ない制度として政党助成というものが入れられたと位置づけるべきだと私は思います。したがって、この政党助成に対する歯どめというのは、あくまで我々一人一人の議員がこれをふやさないという見識なのですね。そして、三分の二というのは、議員の数と投票数によって算定した金額の中で、三の自己資金を持つていなければ二の政党助成をもらえないというだけのことなのです。

一番大切なことは、与党、野党を通じて、これを絶対によやさないという見識を、新進党や共産党共産党はもちろん反対しておられるわけだから、我々みんなが持つていくことですね。

しかし、現実にはそういう前提の上でこの新制度を、運動量をうまく動かしていくためには、余りにも現実離れをした政治資金規正法や何かは、むしろ自助努力という観点からは見直していくという方が先生の御意見に近いのじゃないか、こんなふうに私は思っております。

○佐藤（観）議員 お名指しをいただきましたので答弁させていただきますけれども、イタリアの例につきまして委員御指摘になりました。私たちも、そのことについては他山の石としてしっかりと受けとめなければいかぬと思っております。

日本の政治もいろいろな意味で腐敗をしてきたわけでありまして、いろいろなものが見え限り、あるいは私もイタリアにお邪魔しましたけれども、あそここの政党というのは、まあ内閣が一年一回もつかもたないとか、あるいは政党が公社の人事までかなりいろいろ絡むとか、そこで汚職が発生してとか、そんなようなことがいろいろ指摘をされていたわけでありまして、そういう意味では、また日本の政治風土とも少し違ふのでは

いかに。

いずれにいたしましても、政党交付金というものの、政党助成というものをお手盛りでやっていくということは、与党として予算編成という面で当然自制をしなければいけませんし、政党という立場でも当然でございます。また、当然野党の方の御指摘あるいは世論というものがいろいろあるわけでございまして、私たちは、安易に政党交付金をどんどん上げていくという立場に立つべきではないというふうに考えております。

ただ一方では、それだからといって、では自助努力ということで、三分の二条項があるがために、それに合わせて逆に活動資金というものを得ることが出ること、これもまた政治不信につながっていくということになるわけでございしますので、お互いに、日本の政治を支える者として、このことは肝に銘じて対応していかなければならぬというふうに考えております。

○深谷国務大臣 委員御指摘のように、イタリアのケースのような形にならないことは、我々の大きな務めであるというふうに思います。

ただ、政党交付金の総額については、政党助成法第七条で、国勢調査の人口に掛ける二百五十円というので総額は抑えておりますから、この三分の二の条項を外したということでは青天井になるということはありません。

しかし、今申し上げた金額について今後どういうふうにするかについては、先ほどから提案者の方から御説明がありましたような、国会議員としてのお互いの自覚が非常に大事だと思います。

○田端委員 ちょっと個別で恐縮でございますが、佐藤提案者に、当時大臣でもあったわけでありまして、社会党が来年解党、新党という御予定のようでございます。そうすると、ことしの交付金の清算はどういうことになるのでしょうか。ちょっとその辺……

○佐藤（観）議員 これは、新党のつくり方のいろいろなケースがございまして、政党助成法によるところの解散あるいは合同その他いろいろなケースがあり、今ここで私が確定的にそのケースを申

し上げることができないのですから、政党交付金がどうなるかについては、またこれ確定的なことが言えないというのが答弁かと存じます。

○田端委員　じゃ、もう一つの方の自書式の方について伺いたいと思います。

諸外国、先ほど来ありましたが、欧米はほとんど記号式でありまして、今世界的に見ても趨勢は、もう日本とイリピンぐらいじゃないかと思いますが、ほとんどは記号式である。そういう中で、せっかく記号式でスタートして第一歩を踏み出そうとしたのににもかかわらず、一回も選挙しない間にもとへ戻ってしまうというのは非常に私は残念なことだ、こう思うわけでありまして。

この記号式は、つまり事務処理の簡素化といえますか、スピード化あるいはそういう合理化という意味で非常に大きな効果もあるし、また有効投票をふやすという意味で無効票を減らすという意味でも大変大きな効果を期待できるんじゃないか、こう思っていたわけでありまして。ところが、よくわかりませんが、政治家という政党という選ばれる側の論理がどうも先に来まして、国民という有権者という選ばれる側の意思といいますが、意見が軽んじられていないか、与党で御議論なさったということではないか、そういうふうにご感ぜるわけでありまして。日本は明治二十三年第一回帝国議会選挙以来この自書式で来ているわけでありまして、百年、世の中相当大きく変わってきているわけですから、そういう方向に第一歩を踏み出すべきであった、こう思います。

先ほど来候補者数がどうだから事務的にはどうだとかいろいろおっしゃっているようでありまして、印刷なんというのは今もう一日、二日でできるんです、こんなものはそれから数が多いといっても、これは東京ぐらいでありまして、ほかのところはそんな余り影響はないんじゃないか、あるいは記載の順番についてもそんな大した影響にはならないんじゃないかというふうな思われ、それは世界の実施している国がすべてそれを実証しているわけでありまして、そういう

意味で勇気を持って本来第一歩を踏み出すべきものであったと私は理解しているわけで、これについて瓦提案者にいま一度伺いたいと思います。

○瓦議員　記号式から自書式にこの際法律を変えてさしていただく、このことをお願い申し上げておるわけでありまして、その理由につきましましては、先般来いろいろ申し上げておるところでありまして、国政レベルの選挙につきましまして参議院と衆議院選挙、この投票方式を一つのものにして戸惑いや混乱を招くことのないようにしたい。また、識字率の高い国でございまして、今ほどお話しになりましたとおり、自書式という投票方式によりまして投票者の意思が明確に示されてくる、こういう経緯も積み上げてきておるわけでありまして。

一方、記号式にいたしますと、○のつける欄に○をつけるとか、また具体的にそれが×に変わりましたり、中間線をたどったりするようなことになりまして、これまた投票者の意思というのは極めて不明確になることとございまして。また死亡等の場合は刷り直さなければならぬ、こういうようなこと。今それは印刷技術からいって簡単ではないか、こういうようなこととございまして、これにも問題がある。また、開票という作業につきましても、選挙管理事務でございまして、これを整理をする、さらに開票につきましても、所によつては非常に多くの候補者並びに政党がそれぞれその立候補手続をしてきた場合にこれをどう扱うかということとは、極めて困難な作業になることは御想像いただけるわけとございまして、従来の自書式の投票方式、このことに改めさせていただいたわけでありまして。

私は、世界の趨勢の中でそういった記号式をたどる国もございまして、また近くの国におきまして、顔写真入りという投票方式もございまして、極めて投票用紙が大きなものになった事例を見るにつけましても、今日の投票行為におきましては、有権者の意思が自書式で明確に判断し得るもの、かように考えるものであります。

○田端委員　ちよつと発想を変えられたらどうか、こう思うわけでありまして。つまり、先ほど来政治不信が大変大きなテーマである、そういう政治不信を解消していくという中で、選挙のあり方に対して国民が非常に政治に近づきを持って参加できるようにする、そういう方というものはないんだろか。こういう意味で、政治不信を取り除き、政治により国民が参加できる道を開いていく、そういう発想に立てば、投票方法もやはり勇気を持つて大きく第一歩を踏み出して改革していくということも、これは大変大きなテーマであつたんじゃないか、こう思うわけですが。

例えば、ICカードというのがありますけれども、将来こういうICカードを活用すれば、健康保険とかあるいは厚生年金とかあるいは運転免許とか、こういうものが定着していけば、このICカードによつてそれが本人であるかどうか、そういうことが確認されれば、これは例えば北海道に出張している方が九州に旅行していようが、その選挙当日ICカードできちっと確認されれば投票できる、こういう大変大きなメリットがあります。そういうことを考えていけば、そのベースになるのが私は記号式であらう、こう思うわけですが。それをこの自書式に戻してしまつと、さつきはそういうことも可能だといってお話でございましてけれども、将来的にはやはり、コンピュータ化する時代に今入つてきているわけですから、そういう意味では、私は投票率を大きく上げるといふ意味で第一歩を踏み出してもらいたかつた、こう非常に残念に思っているわけですが。

一例申し上げますと、さつき大臣の方から参議院選挙の結果がございました。あの中に大臣、大変大きな項目が漏れていると私は思いますけれども、ことしの夏の参議院選挙で無効投票数、どのくらいあるか御存じですか。

○谷合政府委員　過日七月の通常選挙の無効投票につかしましては、比例代表の選挙の方で、率でよろしゅうございまして、五・五五%、選挙区の方で、有効投票の中の三・四八%が無効投票数になつております。(田端委員「数で言ってください」と呼ぶ)数は、比例代表については二百三十八万八千三百五十九票、選挙区選挙では百五十二万六千六百票というふうになっております。

○田端委員　今選挙部長からお話があつたように、トータルしますと三百八十八万八千三百八十五票が無効なんです。三百八十八万。それと、三年前一九九二年の参議院選挙を見ますと、比例区では二百三十二万九千六百五十八票、選挙区では百九十一万一千四百七十七票、トータル四百二十四万一千二百二十八票。三年前は四百二十四万なんです。今回が三百八十八万。つまり、四百万前後が無効になつている、こういう実態であります。

これは大変大きな、驚くべき数字だと私も実態を見てびっくりしたわけでありまして、これの大半が私は書き損じだらうと思ひます。そういう意味で、記号式を登用していけばこれは大きく救済できたことになるのではないかな、そう感じるわけでありまして、大臣、さつき電子投票システムについて御研究なさつていらっしゃるお話がございました。やはりもうそういう時代であらう、こう思うわけでありまして。これから投票率をどう上げていくか。そういう意味では、投票方法、特に電子投票システムとかカード方式とかこういう方向へやはり持つていかないことには、四百万前後の無効が出ていくというこの実態はいつまでたつても解決できないのではないかと、こう思ひますが、いかがでございましょうか。

○深谷国務大臣　御指摘のように、無効投票が非常に多うございまして。ただ、実態調査をいたしてまいりました。そのうち四割から五割が白紙でございまして。ですから、すべてが間違ひというわけでもございせんが、しかし、いづれにしても無効投票が多いということは委員御指摘のように留意しなければならぬ問題だと思つております。

無効投票を減らすためにはどうしたらいいか。結果的には、電子投票制に将来移していく。私はこれは重大な課題だと思つております。全国にいわゆるコンピュータのネットワークを構成して、

そして、例えば東京で投票しなきゃならない人が出張で大阪にいる、そこでも投票できる。これはコンピュータによって十分可能だということも既に明らかになっているわけであります。そして、そのネットワークは同時に、先ほども委員がお話しになったようなさまざまな行政サービスにつながる。これらを総合的に考えますと非常に重要な課題だと私は思っておりまして、ぜひ将来的にはこれらの実現のために頑張ってもらいたいというふうに思っている次第であります。

そこで、自治省といたしましては、そういう私どもの意見も含めて、ただいま住民記録ネットワークシステムの構築ということの勉強を始めておりまして、まだわずかでございますが調査費もいただいでスタートいたしましたところであります。私は、将来これらを電子投票システムに結びつけていきたい、そのように考えております。

なお、現段階で例えばセキュリティの問題であるとか費用の問題等々ございますが、まずその可能性を求めていくということは極めて大事なことでありますから、それらを含めて御指摘のよう

に努力をしてみたいというふうに思います。

○田端委員 大変前向きな御答弁をありがとうございます。

そこで、もう一押し前向きになっていただきたいと思うわけですが、ICカードなんかは、例えばそこに各人の健康管理のデータがすべて入っていれば、いつでも倒れてもそのカードさえあればその人の病歴なりなんなりということがカルテがなくても全部出てくる。そういう意味ではこれはぜひ、厚生省の方でも大変御研究なさっているようにございますが、また自治体でも個々の自治体では進んでいるようでありまして、でも、これをもう少し統合的に御研究いただいで、そしてそういう医療関係でまずスタートするなからするで、そして選挙の投票のあり方をそれにのせていく。省庁をまたいでぜひそういう研究機関を持つていただくように、各省庁別にばらばらでやっているとなかなか進まないと思いますので、

そういうことを一度大臣の方から御提案いただいで、何らかの形でそういう特別の、何と申しますかプロジェクト的なものをおつくり願えないかどうか。その辺でさらに一層記号式というものの、あるいはカード方式というものに前向きに取り組めないか、もう一度済みませんが御答弁をお願いします。

○深谷国務大臣 かつては、国民総背番号制といったようなことで大変な議論がございまして、非常に問題がございましたが、近年は、例えば銀行等のお金の出し入れもカードでコンピュータにも登録されているという時代になりましたから、国民の感覚も随分変わってきているというふうに思います。

それらを背景にいたしまして、ただいま御指摘のような、既に地方ではその人の健康状態に合わせたICカードをつくって、もし万が一の場合には直ちに救急車が来る、所定の病院に運ばれる、今までの治療経過が全部コンピュータで打ち出される、そういうようなことができていくところもございまして、これらを含めてひとつぜひさまたま省庁にも今後呼びかけてみたいというふうに思っておりまして、御意見は大事なものと受けとめたいと思います。

○田端委員 大変どうもありがとうございます。

きょうの二つのテーマについては私たちは基本的に賛成しかねるわけでありまして、それは私は、政治改革の議論というのはトータルですべてセットで議論すべきではなかったかな、というふうに思います。例えば、総務会談で合意した十項目、そういう中の一とか二つを引っ張り出して、そして何かいじくるということは大変後ろ向きに映ってしまう。そういう意味で私は、非常に残念な推移になったな、こういうふうに思っております。そういう意味では、ある種マスコミで言われるようにつまみ食いのな、全体観を失った議論になってしまっているのではないかと。

したがって、今後この委員会においても、また

今後の大きな政治改革の議論の中でも、政治改革をどう進めていくかという意味ではもう少し、例えば衆議院の選挙制度改革が一つのきっかけになって、それが先鞭となって、次は参議院の改革、あるいは地方議会の選挙制度のあり方とか、そういうふうな広げていかなければならないのではないかと、こう思うわけでありまして。特に、先ほど来議論になっている金のかからない選挙については、これは大変大きな、これから議論が続いていかなければならないし、そしてまた政治への信頼をどう回復するかというテーマについても私たちは真剣にこれは重ねていかなければならないテーマだ、こう思うわけでありまして。

そういう意味で、政治家が、どれだけ私たちが痛みを持って実証していくか、姿を示していくか。これが一番大きいのではないかと、こういう思いがいたします。政党とかあるいはおのれの姿を余り表に出してしまおうと国民の政治離れというのはどんどん進んでいくのだから、こういうことを感じるわけでありまして、ぜひ政治家が痛みをお互いに伴いながら政治改革というものを前向きに進めるといふそのところの一点というのは大事だろう、こう思いますので、互提案者の方と、それから最後に大臣の方から御決意のほどをお伺いしたいと思っております。

○瓦礫議員 政治改革は、目的ではありませんで、政治の信頼を回復する努力を我々は一層しなければならぬわけでありまして。

なお、総務会談に取り上げられた問題を今さらに検討しておるばかりではなくて、各般にわたった問題を三党間で検討をいたしました。当面の問題として二法案を出させていただいたわけでありまして、選挙を取り巻く環境、まだ多数ございまして、また、御指摘のように、投票方式につきましても取り組んでいく課題と今日の課題とあるわけでありまして、私は先ほど申し上げて何となく古い顔のようになりまして、将来に向けての新しい投票方式は、これは鋭意検討をしていかなければならぬ課題であることも間違いありません。

そういたしますと、政治の根幹をなすこれらの問題につきましては、当委員会におきましてなおりますもの問題につきましては、私は議題を提供する立場にはございませぬが、円卓会議であれ、議員立法として得意な問題を我々はどうも推し進めていただきたい。そういう中で政治の信頼を回復する、そのことには私は与野党はない、こう思っておりますので、ただいまの提案をお聞きしながら、決意にかえさせていただくところであります。

○深谷国務大臣 政治改革というのは、まことに幅広くさまざまな分野に及ぶものだと思います。さきの政治改革がすべてではございませぬで、これからさまざまな角度から新たな改革を求めながら、国民の理解を得ていくように努力したいというふうに思います。

○田端委員 ありがとうございます。

以上で終わります。

○岡谷委員長 次に、堀込征雄君。

○堀込委員 きょうは、もう政治改革に長年御苦勞いただいた、御指導もいただいた先生方が答弁席にお座りでございますから、そういう流れに沿って質問させていただきます。

ちよっと、通告申し上げてありますが、先に伊吹先生、きつき骨格の部分とはとかくとして、部品についてはやはり状況に応じて議論をして変えるべきところは変えるべきである、こういう答弁をなさったものから、実は、私はいろいろ政治改革法案苦勞しまして、去年の一月二十八日に細川総理大臣と自由民主党の河野総裁で九項目合意をし、十項目めに、衆参両院からそれぞれ連立与党六名、自由民主党六名の議員で詳細は詰めなさいよ、こういう文書を交換しているわけですね。ですから、やはり少なくとも総務会談の九項目というのは骨格であって、部品という話はちよっと違ふのじゃないかというふうに思うのです。じや一体、どこからどこまでがこの九項目のうちの骨格であり、どこからどこまでは今後も変更する予定があるのかどうか、この辺まず明らかにしていただきたいと思います。

○伊吹議員 堀込先生は、当時日本社会党におられたら、御一緒にいろいろ政治改革の議論をした機がしいお仲間でありますが、ここで私の立場は変わっておりませんが、先生はお立場が変わられて相まみえるのは、まことに感無量でございます。

私は、人それぞれによつていろいろ違いがあると思ひますけれども、率直に言えば、細川さんと河野さんがお話をされたことよりも根幹をなしているというのは、我々民主主義のもとでの代表を選出制度として中選挙区制から小選挙区比例代表並立制に変えたことだと思つております。したがつて、これを守つていくために、あるいはこれを現実的に機能させるために、必要な、あるいは現実には合わない部品は変えるべきだ、これが私の考えであります。

○堀込委員 私の考えは、伊吹先生の考え、それは結構なんですけれども、例えばこの十項目の中に、第一項目には、企業等の団体の寄附、これは資金管理団体は一つに限つて五年に限り年間五十万円を限度に定める。例えばこれも、今の制度のとじやありませんから、都合によつては変えられはつたという大變な問題じゃないか。

やはり骨格部分というのはこの総会談の中に、まあ先生おっしゃる通りに幾つかの部分はそれは技術論として議論の残る余地はありますけれども、やはり相当な部分、制度のほかに政治資金の部分でもいろいろな骨格部分が入つてゐるじやないか。そこところはやはりきちんとしてやつていきましようよというのが前提にないと、制度だけとはともかく、あとは全部変えることができませんよという前提でその提案をされていたら、やはりかなり問題ではないかと私は思ひますが、いかがでしょうか。

○伊吹議員 一番大切なのはやはり選挙制度だろうと私は思つてゐます。それを維持していくために、どの部分を変え、どの部分を守つていくか、守ることによつてもし一番本質的な部分がかえつて

機能しないという判断があれば変えねばならないと私は思つてゐます。おのおのどの部分を変えねばならない、どの部分を守らねばならないのかは、やはり国会の議論を通じて決めていくべきことであつて、私は私の独断でこれを変えるべきだとかあれを変えるべきだとかは考へてはおりません。もちろん、国民もそれを見ておられるでしょう。

しかし、結果的に、先ほど来お話があつたように、例えば小選挙区になつて有権者の数も選挙区のテリトリも三分の一、四分の一になつてゐるのに、選挙運動量は四倍も五倍もになつて、しかも個人にはお金はかけないといふのは、それは、その個人はできるだけお金を使わないといふといふのは先生おっしゃる通りであらうと思ひますが、同時にそれは、政党が表に出てといふことがあります。政党がお金を出さないときに、あるいは政党がお金を出さないときに、特定の団体とか特定のグループとかといふもので選挙運動を助けられるところとそうじやないところの公平を維持しながらどうしてこの制度を動かしていくのかと考へれば、あるいは変えなければいけないところも出てくるのかもわからなない。それはみんなこれから議論をしていくことじやないでしょうか。

○堀込委員 この問題は、ずっと政治改革の議論の中であつた本質的な問題だと思ひます。自由民主党、まだ海部内閣当時からずっと、企業・団体献金必ずしも悪ならずといふ議論を展開されてきた。私は、先ほど御指摘をいただきましたが、社公案というように、社会党・公明党案、併用制案というようにものをつくつて、それはもう企業・団体献金は一方で全面禁止ですよという案を出したわけでありませう。そうした長い議論を通じて、一方で政党助成は入れませう、しかしそのために、当時ロッキードだ、リクルートだ、佐川だ、そしてゼネコン汚職もあつた、企業がいろいろな政治腐敗事件を起こしてゐる、だからそういうものを、政党もあるいは政治家もそういう関係を五年間という時間をかけて減らしていこう、少

なくしていこうといふことで実は政党助成を国民の皆さんに認めていただいたという経過がきちんとあるわけでありませう。

今先生のお話だと、いや、特定の支持団体がある政党があつたりして不平等な面もあるから、その点もまた議論の対象になりますよという答弁なんです、そこは全く骨格部分でございますから、ぜひきちんと、これはもう総会談で、それも本場に院の大部分の議員がそういう意思を確認した事項でございますから、まさに骨格中の骨格だ、こういうふうにするので、もう一度感想をお願いいたします。

○伊吹議員 再三申し上げておりますように、骨格中の骨格は選挙制度そのものだろうと私は思つてゐます。

ただ、企業献金といふことになりますと、当時と違つて、資金を集められる団体は先生御案内のとおり各政治家に一つになりました。従来は無数の政治団体を通じて集めることができました。今企業献金は五十万円を上限とされてゐます。五万円以上の寄附者については企業・団体献金は名前が開示されるという制度になつてきておりますね。そういう制度のもとで、政党助成をいれませんが、今は企業献金と政党助成を両方相まつた動かしはつてゐるわけですね。将来的には、それは五年後にはどうするかという問題は、これは院で我々全員が議論をしなければならぬことですが、企業献金を緩めて政党助成を返上するのがあるいは政党助成を倍額にするのか、個人献金の増加策といふのは一体どうなつてゐるのか、その三つのバランスの上に運動量といふものがファイナンスされてゐるわけですから、このおのおのの関連を考へながら議論をしていかねばならないことだと私は思つてゐます。

したがつて、今のところ、何も自由民主党は企業献金を従来のように野方図にしろなんといふことは一言も言つておりませんで、誤解のないようにしていただきたいと思ひます。

○堀込委員 ほかの問題に移りたいのですが、どう

うもちょっと納得できないのです。つまり、そういう企業・団体献金を縮減していこう、そして公開性も高めていこう、そういう中で政党助成法を国民の理解をいただいた、こういうふうには私も理解をしております。そして、附則の中にわざわざ、今先生おっしゃつた会社、労働組合その他の団体の資金管理団体に対する、つまり政治家個人に関する寄附については、施行後五年を経過した場合にこれを廃止するといふ法律をわざわざ入れたわけですね。そして、さらにそのほかに見直し規定を入れます、この法律施行の五年後において、政治資金の、つまり個人献金の状況や政党財政の状況を勘案し、会社、労働組合その他の団体の政党に対する寄附のあり方をもう一度見直そう、こういう見直し規定を、二つわざわざ入れたわけでありませう。

もう先生経過は御承知のとおり、これは禁止すべきだといふ、その当時、先ほど申し上げましたように、古く言えば社会党・公明党案と自民党案のすり合わせの中で、そういう議論を通じて五年間だけはさうしようといふことでまことに成立した血の結晶でございます、これを今後またさらに、今先生おっしゃつたように、政党助成をふやす方がいかに企業献金をふやす方がいかにといふような議論がまだ五年後あるんだという認識でおられるは、これはちよつとこの政治改革法案が成立した趣旨と全く異なるのではないかと、こういう気がするので、いかがですか。

○伊吹議員 私は、企業献金をどんどんふやせなどといふことは一言も言つておりません。少なくとも我々が血のにじむ思いでつくり上げた民主主義の代表者を選ぶ小選挙区比例代表並立制が現実的に機能する運動量とそれをファイナンスする政治資金のあり方、これはいろいろあるでしょう、個人献金、企業・団体献金あるいは政党助成費。そのバランスがとれて、そして小選挙区比例代表並立制がうまく機能すればそれで何の問題もないのだと思つてゐます。機能しないようなことになつたときにはみんな集まつて議論をしなければ、大

もがつかれてしまふのではありませんか。

○堀込委員 この政治改革関連法案が成立に至る経過として、やはりいろいろな原因があって、日本の政治の閉塞状況を、何とか政党政治の仕組みを変えようとかいふ議論がありました。もう一つはやはり当時あった腐敗事件、連続して起こった腐敗から政治を変えていこう、そのための仕組みをつくり上げようということがあったわけですが、それは一つは制度の改革であり、一つは政治資金法の改正であり腐敗防止の強化であり、いろいろな手だてを講じたということでありまして、先生のおっしゃる意味もわかりますけれども、やはりそこは両方相まって、その基本のところはきちんと踏まえながら今後我々の議論を進めていくべきだろう、こういうふうには考えています。

時間に関りがありますのでその程度にいたしますが、やはりこの二つの法案を見て、過去の経過からして、一体なぜそういう議論をしてきた。今伊吹先生がいみじくも答弁された幾つかのような問題意識を持たれて自由民主党さんは主張をされてきた。例えば、政党が過度に国家に依存するのはよくない、あるいはそのために上限を求めるべきだというような議論を全面展開されてきたわけでありまして、しかるに今度こういう法案が出てきたわけでありまして、あれほどこの問題に対して慎重であった自由民主党さんが、先ほどの提案理由からいろいろな答弁を聞いていますが、今度なぜ、やはりこれは取っ払った方がいいというふうな考え方をされたのか。もうあの当時主張された、今伊吹先生主張されたようなそういう議論というのは、もう実態からして有効性を持ち得なくなつたんだ、考え方を改めたんだ、こういう立場で提案されているというふうにお考えでございませうか。

○伊吹議員 あの当時と自由民主党の考えは何ら変わっておりません。議事録を見ていただいても、例えば企業献金については私はずっとその正当性を主張してきておるわけでありまして、これは自由民主党として今も変わっていない主張だと思

ます。政党助成についても、先ほど申しましたように、もし事情が許すのであれば私は政党助成はない方がいいと思つています。政党政治のあり方からいって、しかし、無理をしてお金を集めるだけばならないということであれば、そういうお金を集めるよりも国民の理解を得て政党助成と、こ

うなつたわけでありまして、その際に、やはり政党というものは、議会制民主主義のもとにおいては、政権与党の手を通つた資金をもつて野党が相争うなどということは本来あつてはならないことだと私は思いますから、できるだけ自助努力というものは本来必要だという観点から自民党は非常に強く持つておつたというところは、それは今もそうです。しかし、その後細川内閣を構成された政党の中から、例えば日本社会党を除いては合同されて新進党をおつくりになるとか、あるいはどこかの党からお出になつてまた何とかという会派をおつくりになるとか、今はまさに過渡期でありまして、いろいろな政党ができる、これも私は仕方のないことだと思つています。

そういう過渡期において、政党の歴史とかあるいは政党の性格とかいふものから、三分の二条項があるために結局政党本来の得票数と議員数から計算した本則のお金がもらえないということであれば不公平だと言われるのならば、そういう観点も一つの観点として認めねばならないだろう。そうすると、先ほど日本社会党の佐藤提案者が申し上げましたように、活動資金のほとんどを政党助成に頼つていられる政党をどう考えるのか、自助努力で政治資金を調達している政党をどう考えるのか、あるいは二つをバランスしている政党をどう考えるのかというのには選挙を通じて有権者に御判断いただく問題だ、こういうふうには私も考えて、我々だけの三分の二の判断でこの転換期、過渡期における政党の活動を規制するというようなことはやはりあつてはならないのだな、こういうふうにお考えな次第であります。

○堀込委員 この三分の二条項は、もともと当時の連立側の提案法案にはなかつたわけでありまして、これは自由民主党が主張されて最後入つた、こういう経過があるわけでありまして、そこで、確かに今御指摘をいただいたようないろいろな矛盾が出てくることも事実なんです。この実績をクリアするために政党主権のパーティーをたくさんやらなければならぬとか、それから、この間の新聞では、例えば、これは新聞で出ていますから公表してもいいと思うのですが、自由連合、これは事実かどうかは別にして、新聞記事だけからいえば、議員が借金して党へ寄附をして実績をつくつたというようなことも報道されているというふうなことが確かにあることはあります。

問題は、そこで、佐藤社会党副委員長にお尋ねをするわけでありまして、今伊吹先生が御答弁されたことと社会党が一貫して主張してきたことと、やはり相当考え方に差があるのだから、やはり企業・団体献金の規制、抑制に対して相当厳しい姿勢を持つてこられたという点では、極めて一貫性を持つていられるわけでありまして、今度の法案、ある意味で、そういういろいろな問題点が出てくることはわかるのです。ただし、国民から見ますと、それに対して一体どういふことを担保しているんだ、どういふことをやっているんだということがあつてはすね。だから私は、そういう意味では、例えばパーティーをやつて実績を稼いでいるんだから、今寄附の公開基準は五万円だけれども、パーティーだけは二十万円になつていられる。これも五万円に下げますよ、だから三分の二条項を撤廃しようとか、そういう姿勢が貫かれないと、やはり国民側は理解できないのじゃないかと思つていますが、御感想をひとつ。

○佐藤(親)議員 寄附の公開基準の五万円とパーティー券の二十万円は、パーティー券というものが一つの対価を含んでいるという仕分けがあつて、御承知のように金額が変えられていっているという経過があることは、もう委員御承知のとおりでございますが、いずれにいたしましても、私たちは、先ほど委員がたびたびお読みになりましたように、五年後に企業・団体献金の禁止をする措置を

講ずるものとするというあのときの、当時の連立与党と野党・自民党さんとのこの合意というものについては、何らこれは変わっていないわけでございます。

それから、選挙運動自体に大変お金がかかるという問題、これについては当初四百十二億の政党交付金ということで出発をしたわけでございまして、御承知のように三百九億という総額になりました。これが下がつたことに伴つていふ選挙運動動編というのは、実は全然さつたてないわけでございます。ですから、そのあたりのこともこれからなおこれも検討していかなければならぬのじゃないでしょうか。

あのときはあのとき、それなりに、例えば小選挙区になつたといふ十四万世帯というのが平均であるといふことを考えて、三万五千、三万五千、七万にそれと七万といふことで、そういう数字を出してきているわけでありまして、お金の問題でいえば、今申しましたように、総額自体は減らしたわけでございますから、そんなことは今後とも検討していかなければならぬ、こういうふうにお考えであります。

○堀込委員 なぜお聞きをしたかといふと、この法案が与党でまとまつたときに、新聞報道では、やはり一つはつまみ食いではないかという報道と同時に、与党三党の協議の中で、五万円の公開基準、これはやはり上げるべきじゃないかという議論が大分強くあつたんです。よくいふ報道が二、三紙でなされていまして、もしそういうことがあつたとすれば、報道ですから事実でないと言へばそれまでなんです。もし事実であつてそういうことが検討されていくとすれば、これはまさにお手盛りというふうなことになるわけでありまして、そういうことはやはりきちんとして、この公開基準などはもとと社公案とかは一四四公開基準であつたわけでありまして、そういうことではないと思つていただけます。そういうこととすればやはりこの法案との絡みで大変なことになるのではないかと、こういうふうにお考えで、そ

の辺は確認をしておきたいと思ひます。

先ほど五年後の廃止の問題について、自由民主党さんの御意見はわかりました。私も、五年後、この企業団体献金の廃止の見直し事項、これはつまり五年後は全面的に禁止をしていくんだという中で見直しが入った、その間に個人献金のルールを確立したり、政党の財政状況を各政党がみんなで努力してやっていく、こういうことで入ったというふうに認識をいたしておりますが、時の自治大臣、佐藤先生にひとつ、その認識は間違いないと思ひますが、いかがでしょうか。

○佐藤(観)議員 たゞこれは、委員たびたび言われますように、もとは御承知のように総意でできたものでございますから、正確には、本来国会あるいは各政党がその読み方については解釈権を持っているのだと思ひますが、私はあのときの全体的な流れからいまして、今委員御指摘のように、五年間の間に個人献金に切りかえるような方策をおのおの努力をする、こういう全体的な流れであったというふうに考えております。

○堀込委員 そこで、時間があつてすけれども、最後にまた自由民主党に御質問いたしますが、十一月十六日に自由民主党と経団連幹部との懇談会があつた。九三年度の経団連からの借入金について、都銀八行からの借入れ百億円について、当時の平岩会長が債務保証をしたんだ、したがって、これは債務保証の關係上、経団連が返済についてある程度協力する、こういう報道がなされているわけでありまして、ある意味では、私のように貧乏政党をずっとたどってきた人間から見ると、百億円ツケ回しできるのは非常にうらやましいなという気もしますけれども、やはりさっきの企業献金の議論とつながりまして、経団連の方は、これはあくまで報道であります、その後は企業献金のあつせん廃止を表明された。これはそれ以前の話だから、債務保証したんだからやりますよ、こういうふうな報道されております。

そこで、自由民主党としては、こうした当時起こつたいろいろな事件の背景の中でこういうこと

も起こつてきたわけでありまして、今後、こうした経団連とかそういう団体による企業献金そのものを、善悪の評価は先ほどいろいろな議論がありましたが、今後もお続けになるのか、あるいはできるだけ透明なものにしていきたいと考えているのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○伊吹議員 私自身も、実は幹事長ではございせんので、その間の経緯は詳しくは存じませんが、新聞報道によりますと、今堀込先生がおっしゃつたとおりの経緯で、当時都銀から借入れた政治活動資金、選挙運動資金について経団連が保証をされたので、その債務返済については経団連が数年間に分けて責任を持つというふうなことでないかと思ひます。

そこで、不祥事が起こつてゐるのは、実は政党あるいは政党職員による不祥事というのは今までないのです。個人、特に中選挙区のもので必然的に発生する派閥の領袖による不祥事というのは非常にたくさんありました。だから、企業献金については私は必ずしも悪だとは思つておりません。

私のさきやかな経験からすると、私は改正で企業献金をちよだいいたして政治活動はやつてまいりました、年間、例えば十二万円とか三十万円という寄附をなした企業から無理を頼まれたことは一度もありません。しかし、十二万円とか六万円の寄附をなした個人からはありとあらゆるお頼み事を受けていることは事実です。

そのときにどちらをどう考えるか、また最高裁の企業献金に対する判断等を考えると、政党に企業が献金をするというところは、法律で禁止された暁は別です、までは、それが透明性であり、堂々と表に出てなされるものであればあなたが否定するものではない、私はそのように思つております。

○堀込委員 終わります。

○岡谷委員長 次に、吉田公一君。

○吉田(公)委員 二法案につきましてそれぞれ質問がございました、これ以上探して何か

言ふということとは非常に困難だと思ひますので、私は、せっかく開かれました公選特の委員会でございますから、関連して、ほかのことについて若干伺いたいと思ひます。

その一つは区割り法についてであります、いまだに私はこの区割りについては不都合だと思つてゐる一人であります。特に、行政区画を割られた選挙区というのは一体全国で幾つあるのか、まづその数を教えていただきたい。

○谷合政府委員 市区の分割、これは一票の価値の平等といふことが、そうしたいわゆる格差の観点からやむを得ず分割をされた市区は、全部で十五の市区でございます。

○吉田(公)委員 そうしますと、大臣も東京の御出身でございますが、実は東京都の区も、私の選挙区のことを言つて申しわけありませんが、東京は大きな区と小さな区が御承知のとおり混在をいたしております、足立、大田、世田谷、練馬等については行政区画が分割をされました。同じ区民でありながら、区議会議員選挙も都議会議員選挙も都知事選挙も参議院議員選挙も区長選挙も同じなのに、例えば同じ区、世田谷、大田でありながら、衆議院議員選挙だけ投票することができない、そういう実情でございます。どこが区割りになつてゐるんだかちよともわかりません。

東京都も実はこのことについては行政区画を割らないでほしいという要望を自治省に出した、もちろん区も出しました。たつた一人しかいない衆議院議員について行政区画を割られるということについては、片方の衆議院議員の人は両区にわたつてゐるわけですから、選ばれるわけですね。残つた方はその選挙区しか選ばれない。つまり、発言権もその区しかない。片方、つけられた方は両区にわたつて発言権がある、そういうことであります。

そして、一番大事な市長なり区長を選ぶときに、市長や区長が出るところによつては、つまり私どもには選挙権がない、影響力がない、そういうこともあるわけですね。一人しかいないわけですから、区長選挙もやはり私も相談を受けるわけ

ですけれども、選挙区外の話になつてしまふ、そういう問題点があるのです。

そして、出張所単位で実は分けたんですよ、出張所単位。これは一番簡単な方法なんです。出張所というのは、区域が決まつて、人口が決まつてゐるわけだから、この出張所とこの出張所とこの出張所をくつつけてしまふばいいじゃないか、こういう簡単な話なんです。

そこで、足立区の場合には町名で区割りをいたしました。しかし、練馬区やほかの区は出張所単位で区割りをしているんですよ。このことについての見解を伺いたいと思ふのです。

○谷合政府委員 市区の区域を分割する手がかりということでございますが、十五の市区について全部一律ではございせん。それは各市区のいろいろな事情に応じてということになつておりますが、基本的には、先生御指摘のように、市区の区域を分割する場合には、支所、出張所の所管区域ということが条例上もきちんと明確になつておりますので、それによつてところはそれによつて分割をする、こういう考え方に立つております。

ただ、足立の場合には、ちよつと不確かではございますが、そうした形での市区の管轄区域といふものが、そうしたものを持ったセンターというふうに記憶をいたしております。

○吉田(公)委員 つい先日でしたか、選挙区の区割りについて区民の意識調査をしたところが、六割ぐらいの人がわからない。ところが選挙区になつてゐるんですかね。出張所単位で分けるものですか、わすか三・八メートルぐらいしかない区道を境にして向こうが違ふ選挙区、こちが自分の選挙区、そういうところがたくさんあるわけですね。いまだに区割りについてよく理解をしていないという人たちがおりますし、既に最初から二倍を超えている選挙区がたくさんあるわけですよ、約三十倍ぐらいあると思ふのですけれども。

したがつて、私が最初から申し上げてゐるように、選挙民の皆さん方がわかるような道路や鉄道

や河川で分けたらどうか、それがもう一目瞭然じやないかと言ったのですけれども、結局は複雑な出張所単位で分けてしまった。これが実態でありまして、その辺については今後ぜひ検討していただかなければいけない。

ただそれには、二倍以上の選挙区が既にあるわけですから、そうすると、道路や鉄道や何かで分けても、誤差は多少出ますけれども、選挙民にとつては、あの鉄道の向こうは違う選挙区ですよ、この広い道路は、例えば環状七号線から向こうは向こうですよ、第一京浜国道からこっちはこっちです、こういうふうには一目瞭然でわかるんですよ、それを何でもこんな、三軒行つて自分の選挙区で二軒曲がったら人の選挙区なんという、そんなややこしいことをする必要はないと思うのです。

だからこれは、最終的には小選挙区制の人数と比例の人数を調整すれば多少動かすことはできるのじやないですかね。ぜひこれは検討していただきたい、そう思っておりますが、まず御見解だけ伺っております。

○谷合政府委員 区割りにつきましては、御承知のように区割り審議会、設置法に基づく審議会が所掌をして、私も事務局を担当させていただいておるといふことでございます。基本的には、市区の分割というものは、できる限り行政の一体性というところから考えても避けたいという観点で進めてこられたわけでございますが、やはり二倍というところを基本にするという考え方に立てば、やむを得ずそうした十五の市区についての分割をせざるを得なかったという経緯がございます。

ただ、その分割の基準という点については、先ほど申し上げましたように、できる限りそこに条例等ではっきりとした区分けができるという限りはそこによるといふのがより明確ではないだろうかということ、そうしたことを原則にしたというところも事実でございますが、現実には、道路なり河川なりで分割をしておる地域もございます。

今後の区割りの見直しというふうなことが出て

くるというケースにおいて、このような基準をどういうふうにかねてかという点については、またその時点でいろいろ御審議をいただけたらと思っておりますが、現在の経緯としてはそのような形でなされてきたというところを御理解をいただきたいと存じます。

○吉田(公)委員 行政区域を割られたところの人というのには非常に困っているわけですよ。だから、ぜひひとつと合理的に区割りができるような方法をとっていただければと思います。それは、もう二倍を超えている選挙区があるのだから、その調整の範囲の中でやれば道路や鉄道や河川でできるわけですから、ぜひひとつとそういう検討を今後していただきたい、そう思います。

それから、これは議員立法でありますから、本来なら自治省の皆様方に何うことではないとは思ふのです。ただ、提案している人もだれもおりませんからだれに質問しているかわかりませんが、今もう法律として施行された以上は御回答いただくのは自治省しかないというところでございますので、自治省の方々に伺いたいと思ふのであります。

連座制を強化したという点については、例えば社会的に、選挙をやるたびに買収が横行して選挙の公正さを欠いている、目に余るものがあるというところからその連座制を強化したと言ふのならわかるのです。しかし実態は、この資料をいただ

きましたけれども、ふえたり減ったり、ふえたり減ったりしていますから、特に選挙をやるたびに買収行為が社会的な問題としてあるいは日本の選挙の公正さを欠くほどたくさん事例が出て、これは何とかしなきゃいかぬということではないのです。

すね。だから、連座制を強化することによって選挙違反が減ると短絡的に思いがちでしょうけれども、決してそうではありません。例えば、道路交通法なんかは、死者が一万人以上超えるので道交法を強化しなきゃいかぬ、そのことによつて交通事故や死亡者が減るだろうと思つてやったところが、全然減らないのですよ。だから、何でも取り締まりを強化すればいいというものではありません。

で、問題は強化することによって、つまり範囲が広がる、そして人数も大きくなる。

もう一つは、みなしというのが入っている。地域主宰者とみなされたら、連座制強化になる。しかも、一定の要件と言ふのですけれども、一定の要件という、その一定の要件というのがなかなか理解できない。そして今度は、それを反証するためには自分たちの方で反論しなきゃならぬ。だから、今まで連座制だつてあつたわけですね。そして過去には大きな組織的、計画的な買収、選挙違反というのがあるが摘発されたことはたくさんあります。特に参議院の全国区なんかはそういう経緯があります。

しかし、連座制を強化することによって地域主宰者、この地域主宰者というのがまたよくわからないのですけれども、地域主宰者としてみなされたら連座制だ。意思を通じないとか一定の要件をと言いますけれども、だけれども、戦前その候補者を知らない人が選挙なんかやってくれるわけないのですよ。だからそれは、会ったときにはよろしくお願ひします、何としても今度の選挙は厳しいからぜひひとつ応援してくださいといふと

言つたことが、要するに無関係じやないのだと言われてしまふ可能性があるのですね。

その点について、自治省の御見解をまずいただきたい、そう思っております。

○谷合政府委員 このたびの公選法改正によります連座制の強化の内容には、政府提案による法案に盛り込まれた事項と議員提案によつて盛り込まれた事項と二通りあるわけです。今先生御指摘の、地域主宰者と言われましたが、あるいは組織的選挙運動管理者についての新たな規定であるのかなというふうな受け取つておるわけでございます。

先ほど、いわゆる意思を通じてというところがいまいちではないかというふうに言われましたけれども、この意思を通じてという概念、つまり候補者とそれから組織との間に意思を通じて行われる組織による選挙運動においてという、その意思を通じての意味といたしましては、候補者と組

織、具体的にはその総括者になるわけでござい

ますが、その間で選挙運動が組織により行われることについて相互に認識をし、了解をし合うことであるというふうにはその当時の提案者の方も説明をされておるわけでございます。こうした意味で、確かに意思の連絡が明示されているということとは

はつきりするわけでございしますが、そうした明示の意思があらわれていないという場合であつても、暗黙のうちには相互に意思の疎通があるという

ような場合も含まれるというふうな御説明があつたというふうには理解をいたしております。

○吉田(公)委員 選挙をやるときに、それじや選挙運動をよろしくお願ひしますなんて辞令を出す人はだれもいないのですよ。結局口頭で、じや、あなたとはひとつアルバイトの責任者をやつてもらいたい、あるいは賄ひの方の責任者をやつてもらいたいと言つて口頭でお願いをする。そして、だれでも選挙運動に携わる人はぜひその人が当選をしてもらいたいと思つておられます、こちら側もそれはもうぜひひとつよろしくお願ひします、それは言うのが礼儀ですよ、礼儀。

そうすると、それを言つたことに、それ相応な努力をしていないということによって連座制の適用、本人が全然知らないところで連座制が適用されるということについては、つまり、議員の身分を失うという重大性があるわけですね。ただ、今までのように、連座制というのは地域主宰者である、その地域主宰者そのものが責任をとつたわけ

だ。買収、選挙違反がなかつたわけじやないです。から、地域主宰者なり後援会の副会長なりそういう人たちが自分で責任をとつた。今度は、その人たちが買収で捕まると連座制ということになつたが、我々まで身分を失うということになるわけ

だ。だから、少なくとも選挙民の意思で当選をした人が、つまり一定だと本人が努力をしなかつたじやないかとかみなされただけで身分を失うという

ことは、これは甚だ都合なことだと思ふのですよ。人の身分を、選挙法によつてきちつと選

れた人が失格をするということには相当な根拠がなければ私は身分を失うことにはない、実はそう思っているのです。その身分を失うことについて、要するに本当にだれが考えてもきちっとしている証拠というものがあればいいのですけれども、いや、言ったとか言わないとか、おまえ、選挙の運動に当たって訓示してなかったじやないかと、ちゃんとした明言をしてなかったじやないかと、か、そういうことも実は問われるということにもなりかねないわけです。

だから、みんな議員立法ですからね。おれはやらぬ、選挙違反。買収なんか絶対やらない、だけれども相手がやるかもしれない。相手の人は相手の人で、おれはやらぬけれども相手がやるかもしれない。こういうことで実はその連座制強化というものが物すごく暗くなってしまう。選挙というのは本来は自由であって、そしてお祭りの気分がなければ、さっきの投票の、要するに投票率が低い低いと言ったって、暗くしてしまつたんじゃないや投票率なんか高くなるわけないんだ、それは。だから、やはりお祭りの気分であつたのも参加してくる、そういうのが投票率を上げる一番大きな要点なんです。それを、あれを捕まえていくかもしれない、こつちをやらせるかもしれない、とかというのでやつていたんじゃない、おつかなくて一般の人たちは選挙運動なんかできないのですよ。

だから、善意でこの人を当選させてやろうと手弁当で集まつてくれた人たちが選挙運動の大部分なんです、実際は。それを、たまたまそういう人が、例えばアルバイトの親方がいて、夜寒くなつた、夜中に寒い、演説会場終わつた、いや御苦労さん、じゃそばの一杯でも食つて帰ろうじやないかと七、八人食つたら、それがだめなんだ、それはもう絶対に、要するに連座制の適用になるわけですよ。飲食のもてなしですから。

だから、そういう善意のことまでひっくり返してしまつておうなんということは、やはり議員の

身分を失うんだとすれば、一定の関係とか地域主宰者とみなすとか、そういうことで身分を失うようなことがあつては私はいけない、そう思つております。

大臣、御見解をひとつ……。

○深谷國務大臣 吉田委員はかつて都議會議員で、本間に近間でしたから、言わんとなさることはわかりませんが、自治大臣としてコメントすることは全く不可能でございますので、お許しください。

○吉田(公)委員 一衆議院議員候補になることもありますが、そのときに私どもは——本来は性善説に立つて選挙をやらなくちやおかしいんですよ、本当は。それを、何で連座制強化をして、しかも、人の身分を失うのに一定とかみなしとか、しかもそれは、自分の方で今度は反論しなくちやいけないんだから。それを、自分でこつこつと調べて反論してやるなんということはもう不可能に近い、実は私はそう思つてゐるわけですね。

これは、自治省が出したいろいろな小冊子を見ますと、いっぱい書いてあります、連座制の適用の人がここに、「政党、後援会、企業、労働組合、宗教団体、協同組合、町内会、自治会、同窓会」、「候補者や立候補を予定している人と連絡をとつて選挙運動が行われる場合に、次のようなことを行う人」を言う。だから、こういう善意でやつてくれる人たちが、やはり私たちが連座制が適用されると理解していれば注意するだろうと思ふんですよ。しかし、友達同士が会つたり、親しい人が会つたりして、まあ飯でも食えよ。別にそれは計画的でも何でもないんだけれども、そういう事例があつたときに連座制がしかれるということにいつては、もつときちつとしなければいけないんじゃないんでしょ。か。連座制を適用する以上はきちつと、これとこれを、これはだめだというふうにしなさい、一定の人をなさい、一定の関係なんというの何の関係だかよくわからない。

だから、そういうことのないようにぜひひとつ、私は次の通常国会でも質問したいと思つてゐる。

だけれども、提案する人がいないんだから、議員立法で。一人でしゃべつてゐるしかないわけ……(発言する者あり) そうそう、だから提案して、こういうものは改正をしていきたい、そう思つてゐるんですよ。

だからみんな、議員立法で強化したつて聞くもので、おれはやらぬんだと、自分はやらぬんですが、だけれども、相手がやるから強化した方がいいや、こういう発想じやだめなんですよ。だからお互いに、選挙というのは本来はもうフェアプレーで、そして明るくみんなが参加してくれる。それを、こんなもの発表しちゃつたら、賄いをこの前一生懸命やつてくれたおばさんなんかも途端に来やしない、アルバイトの人だつてそんなの危なくて来ない、そういうことになる可能性がある。

だから、選挙法を強化すれば選挙違反がなくなるなんというところは、ほかの刑事事例を見たらそれはそれはいいわけですから、ぜひひとつオーブンに、お互いに暗くならない、お互いに指して指されるなんというこじやない、お互いにしてあげれば、例えば相手が指すとか指さないなんて言つたつて、全然とんちんかんな話になつちゃうわけですからね。

ところが、一定とか地域主宰者とみなすなんという、みなすがあるからという、お互いに不信感にかかわつて、選挙そのものが暗い。要するに、密告選挙みたいになつてしまふ。したがつて、それは民主主義の否定につながつてくるわけですから、そういう意味で、ぜひ連座制強化、みなしというのにはなくしてもらうということで、きょうのそちらに御出席の先生方にもぜひ検討していただき、そう思つてゐる次第でございます。

時間はいふまでもありますが、これで終わります。どうもありがとうございます。

○岡谷委員長 次に、松沢成文君。

○松沢委員 新進党の松沢成文でございます。今吉田委員の方から随分幅広く論を展開してい

ただいたので、私はまた、この提案されている問題に少し戻つてやりたいと思ひます。

まず、最も基本的なことから伺ひたいのですが、この数年間議論されてきた政治改革、その政治改革の中で、選挙にかかわるいろいろな改正がありました。この選挙にかかわるいろいろな改正、これまでの選挙にかかわる体制をどういう形に変えていきたいからこの改正をされたのか、その基本的なところ、今までの選挙はこうだつたけれども、この改正によつてこういう選挙にしたいから変えたんだというその基本的なところをまず伺ひたいと思ひます。

○伊吹議員 ちょっと伺ひたいのですが、今までの制度がこうあつたから、だけれどもこういう方向に変えたいというのは、中選挙区から小選挙区比例代表並立制という意味ですか。

それはむしろ、私も提案をいたしました、私どもの案は結果的に否定をされたわけでございますから、委員が御所属である政党の方の提案された方が大勢としては通つたわけでございますので、あえて私がお答えする必要もないんじゃないかとは思ひますけれども、従来の中選挙区制というのは、やはり単独過半数を政党本来のあり方として握ろうとすれば、一つの選挙区から複数の立候補をしなければならぬ。その結果、政党が表に立つて選挙ができない。政権を握ろうという意図がない政党であれば、一人ずつの立候補で済んだということでしょうね。その結果、政党に頼れないということであれば、個人でやるか、それとも派閥に頼るかということになつた結果、政治資金のいろいろな不祥事が出たということを重く見て、そういうない制度に変えよう。つまり、一つの選挙区から一人しか立候補できないというのであれば、これは政党本位の選挙になるからと。まあこういうことだつたと思ひます。

あらゆるものには長所と短所が御承知のようにございますから、長所と言われている点は見方によつては短所になりますので、小選挙区になりますと、汚職をしつたり変なことをしつたりした人はな

かなか当選しにくいですね。しかし同時に、立派なことを言っている人でなかなか選挙区へ帰ってこない人も当選しにくいということがあつちや困るわけで、その辺は、この制度がうまく動くかどうかはやはり政治家と有権者の良識にかかっていると思ひます。

○松沢委員 今御説明がありましたように、政党中心の選挙にしていこう、これが大きな命題だったんじゃないかと思ひます。

この政党中心の選挙にしていこうという大きな方向があるのであれば、今回自書式に戻したわけですから、記号式の一つの、これまで決まっていた案といひますのは、個人の名前、その下になるんですか上になるんですかわかりませんが、政党の名前が印刷してあるわけですね。そうしますと、その候補者はよくわからないけれども、この政党支持なんだからここに○をつけようというところが可能になるわけですね。そういう意味では、政党中心の選挙に持つていくために非常に親切な制度であるわけですね。ところが、自書式の場合ですと、投票用紙にはそれは書いてありませんから、候補者の名前だけを書くということで、昔からやつていた個人型の選挙の要素を含むというようにも思われるのです。

そういう政党中心の選挙をやっていくにはこの記号式の方が非常に親切ではないか、この辺についてはいかがお考えでしょうか。

○佐藤(親)議員 それは直接は結びつかないんじゃないかと私は思ひます。なぜならば、投票所に行けば、その前には政党名が記載をされておるわけですから、その中から選んで政党名を書くということになつておるわけですから、余りそのことは私は直接的には結びつかないんじゃないかと思ひます。

○伊吹議員 松沢先生、もし先生のおっしゃるような方向を強く出していこうとすれば、自由民主党が当時提案をいたしました、所属政党と候補者を結びつけた一票制にあのとき賛成してくださればよかったと思ひます。

○松沢委員 まあ、そういう御答弁が来ると思ひましたけれども、

それでは、このきょうの提案理由の説明の中に、名前を見つづけるのが非常にたくさん出てしまふと難しい、こういう御説明がありました。提案理由の一にあったのですね。そうしますと、自書式であつても、投票用のブラスに入りまして、前にこつ張つてあるわけですね。その中から、名前を覚えてなければ見つけなければいけない手間があるわけですね。投票用紙に名前が書いてあつて見つける手間も、前に張つてある用紙から見つける手間も、そういう意味では同じなわけです。ですから、その辺についてはどう反論されるのでしょうか。

○伊吹議員 反論はいたしません。一緒にいひものをとつるために議論をしたいと思つておるわけですが、自分の投票したい人を忘れていて貼付してある紙の中から見つけ出すという人は、我々の感覚からいへば比較的少ないんじゃないか。投票する人をあらかじめ決めて、名前を知つて投票所へ行かれる。しかし、それを決めて投票所へ行つても、松沢か松田か松井か探し出すのはなかなか大変じゃないか。新進党と新新党と出てきたときにはどう判別するのか。やはり自分の判断を中心にしてやるのが、過渡期ですから、こんなたくさんいろいろ政党が出てくるときには有権者に対して私はやはり親切な方法じゃないか、こんなふうに思つております。

○松沢委員 提案理由の説明を見ますと、幾つか理由が書いてあつて、一番先には、名前を見つづけるのが、だらつと並んでいふと面倒くさい、難しい、もう一つは、物理的に投票用紙の調製が難しい、あるいは三つ目に、開票作業に手間がかかる可能性があるのじゃないか、こういうことが書いてあつたのですが、これは、この制度を導入するときにもう既に予想ができた問題であつて、現時点になつてよく考えてみてさうだったのかと氣づいたというよりも、当然導入するときも、こういう欠陥はあるけれども、それでも記号式の方がメ

リットが大きい、だから導入するときはみんな賛成して決めたのだと思ふのです。

この三つ挙がつていふ理由というのは、その後、時代の変化によつてですとか、こういう形で出てきたのであれば変えるのはわかります。でも、当然導入するときにもう予想されている反対理由でこれを説明するのは、私は国民に対してなかなか無理があるのではないかと思ふのですが、いかがでしょうか。

○伊吹議員 当然、予測されていふものも確かにたくさんあります。したがつて、海部現御党党首が我が党の総裁であられたころですね、海部案をつくるについても党内で大きな議論がありました。そのときには、その議論の過程を申し上げるのもいいかと思ひますが、御党に移られた方が司会者としてや理論を主導的に持つていかれたということはあります。しかし、当然、当時から予想されていたことであるので、自民党は、そういう負担を少しでも少なくしようと思つて一票制というものを当時提案をしていいたわけなんです。だから、さつき先生がおっしゃつていたことも含めて、あの当時我が党の案に賛成してくださったのであれば一票制の記号式で非常にうまくいったのではないかと私は考へております。

○松沢委員 一度国の最高機関であります国会の場で法制化された。これは、国民に対して国会議員は法律をつくつた義務を負うわけですね。それが、一回もやられていない。時代の変化で大変に大きく変わったというならわかりますよ、やる前に、ただ、そういう理由もなく、一度国会議員が国会で決めた法律というものを、大きな時代的な変化もなく、一度も実施もせずにはまたしても改正するというのは、私は国民に対して大変無責任であると言わざるを得ないのですけれども、これにはどうお答えになるのでしょうか。

○伊吹議員 先ほど来申し上げておりますように、我々は一票制がいいのじゃないかという御提案を申し上げましたけれども、結局国会の中で大きな妥協として、当時の細川総理、総理というお立

場であつたのか日本新党の代表というお立場であつたのか、それと我が党の当時の総裁の河野さんとの間に妥協が成り立つてこういうことができました。

確かに、今先生がおっしゃる通りに、あらかじめ予見されていたもので、我々が、だからだめだよと言つていたものも今回理由に入れたということとは確かなのですが、これほど、小選挙区の選挙を初めて控えて、そして政党間の離散集合が激しくて、またその政党に飽き足らない各種の政党が出てこられるというのは、やはり先般の参議院選挙だったと私は思ひます。そういう状況の変化をやはり見きわめながら、たくさん政党が出てきたから、その政党の中から自分の支持している政党を見つづけるのは難しいとか、例えば東京とか大阪とかというようにたくさん立候補されるので、その中から自分の候補者を見つづけるのは難しいとか、またそういうたくさん立候補される方々の中で、だれかお亡くなりになったときは選挙の事務がとてつもないことか、これが主要な理由だと私は思ひます。その後に、あらかじめ予見されたものが申し上げていたけれども、一票制が否定されたのもこの際のこととつて御理解を賜りたい、こういうことでございませう。

○松沢委員 次に三分の二条項について関連質問をしたいと思ふのですが、山崎現政調会長がこう言つていふのです。公的助成の三分の二条項の撤廃に関連して、公的助成の歯どめがきかなくなる可能性があるので、青天井では国民の負担がふえてしまふ、規制そのものをなくすのはよくないと言つていふのです。また、橋本前政調会長も政調会長の時代に、これは昨年の一月、細川内閣の時代の政調会長でしたが、こう言つていふのです。税金を受け取るのに青天井では国民の理解が得られないということ、この三分の二条項を要求したわけですね。

この二人の政調会長のコメントは新聞報道であります。自民党の先生方、確かだということではよろしいでしょうか。

○伊吹議員 橋本さんと山崎さんに確かめたわけではありませんが、正しいかどうかにはわかにコメントはできませんが、自由民主党としては、先ほど来私が各質問者の御答弁にお答え申し上げているように、議会制民主主義ということを基本に考えるならば、政党助成というのはいやほやいではない方がよい、ある場合にはやはり自助努力というものがついていていいというところを、お二人がおっしゃっているように大変重く見ていることは事実です。

しかし、先ほど来、これもまたお答えしているように、政党の離散集合が激しく、あの党にいた人がこの党に変わってしまった、昔あの党にいた人と思っている人が全然違う党に移ったというような状況のもとでは、政党の歴史とか政党の資金調達のあり方とかというのは非常に違うわけですから、それを三分の二条項というものの結果縛って、本来本則で計算をする議員数と得票数でもらうべきお金を三分の二でもらえないという欠点、自助努力というものを強調する余地がなくなるというのであれば、それは、我々こそ今まで強くおとり高ぶってはいけなから、むしろそういう政党が本当にいいと思っておられるかどうかの判断は有権者の投票にお任せした方がいいのではないかと、これが自民党の意見なのです。

そこで、青天井というお言葉がありましたので、これは先生が一番よく御存じのことですが、あくまで本則では有権者の投票と議席数に応じて計算をされる限度というものがあつたわけですね。それに、三の自己資金を集めれば、二のものがもらえれば満額もらえるし、そうじゃなければその範囲内で削減されるということであつて、基本的には青天井ということはないわけですよ。ただ問題は、冒頭の、幹事長がかつておっしゃったように、政党助成は一千億に増額すべきだとかいうことを言い出す人がいると青天井になるということですから、そうならないように我々一人一人議員が見識を持って青天井という議論はなくなると思ひますよ。

○松沢委員 この改正案を協議される与党三党の話し合いの中で、自民党は、先ほど先生がおっしゃったように、ある程度の自助努力、結果的に歯どめになつて、ある程度の部分は必要あるのじやないかという立場が強かつたように思ふのです。これに對して、社会党とさきがけはこれをどうにか撤廃してほしいという立場だつたといふふうに私は新聞報道等で伺つていたのですが、社会党とさきがけの提案者の方もいさしやいますので、社会党、さきがけはなぜこの三分の二条項を撤廃するということを求めたのか、その理由をお聞かせください。

○佐藤(観)議員 我々も自助努力を当然しているわけですが、議員をふやして党費をいだけ、月刊社会党を売る、社会新報を売るというのをやると、それのもちろんやっております。しかし、おのずとある程度の限度も、これもあることとある。所によつては、それは原本部がパーティー等もやることもありますが、それは中央本部もありまして、そういうそれなりの自助努力はしておりますけれども、しかし活動にはまだ足りない。

そういう意味では、一定の限度の中での公的助成をいふことであつて、三分の二条項につきまして、私たちが自助努力は当然必要だと思つておりますけれども、しかしそのために、満額交付を受けるために余分なことをやらなきゃいかぬということ、これはまた政治不信につながつていくことになるわけでありまして、実は、御承知のようにうちの党は何億か交付を受けておらない部分があります、それは、そういうことをして、また満額満たすためにそういったパーティーその他をかなり無理をしてやるといふことは好ましくないことではないという見解に立つておられるからでございまして、私たちは、せっかくこういう公的助成という制度ができた、しかるべき議員数割と得票数割によつて配分することがやはり政治を浄化していくためにも適切である、こう考えた次第でございまして。

○三原議員 今、さきの二先輩がおっしゃつたのと答へは余り変わらないのですけれども、私たちの党が一番新しく、そして初めての試みもやっています。厳しい財政状況の中でやっておりますけれども、社会党さんほどの、社会党さんほどともやらない、社会党さんほどの、何か何億円かもらえなかつたといふことだつたのですが、我が党としては数千万円は権利としてありますが、我が党としてはなかなか経緯があるのです。それは参議院選で我が党一人から三人にふえたその段階でそういうことが起こつたのですけれども、だからといって、同じようなことを答へるのですけれども、パーティーなどをして政党助成をいだけたことがないように我々もやらなきゃいけないという気持ちでやっております。

最終的には、私は、先ほどから先輩の議員の先生が答へられておられますけれども、国民の皆さんが、我々が使う五万円以上はみんな政党助成の交付金はちゃんと見せなさい、そしてその後監査にかかつて堂々としたものをお見せするわけですから、その中で最終的には国民の皆さんが我々のいだけた政党の交付金に対しての使い道、使い方に對して評価していただけるものだ、そういうふうにして、心を十二分に砕きながら利用させて、活用させていただきたいということを申し上げたいと思ひます。

○松沢委員 国民から税金をもらうのであるから一定の歯どめというものは必要でしょう。また、政党は自助努力をしなきゃいけない。今二先生のお話を聞いていますと、でもやはり苦しいからやめたいんだ、簡単に言えばこういうことに聞こえるのですけれども、どうですか。

○佐藤(観)議員 発想はそこから出るわけではないのであります。あくまで、やはりおのれの政党の成り立ちその他が違つてございまして、それから、そういう意味でいろいろな議論の末に政党交付金というのができたわけであつたので、やはりそれはよかれと思つてこういう新しい制度ができたことであつますから、その趣旨にのつ

る限りは私たちは当然の権利として受けていいというふうな考へておるところでございまして。

○松沢委員 たしか政治改革の議論のときに、やはり政党というのは、三分の一ぐらいは党費みたいなもので集めたい、三分の一は個人も企業も含めて献金で集めよう、三分の一は国庫からいだけて助成金で、このバランスがいかにいいのじやないか、こういう議論があつたと思ふのです。よ、ね。であるならば、三分の二条項はちよつと厳しい、正直言つてそれは新進党にとつても厳しいわけですね。であるのであれば、逆に、一対一といふことを考えると、例えばドイツがやつていように助成金の上限といふのを自己収入額までにしよう。そうすると一対一の一になるわけですね、党費があるとしたら、今は一・五倍集めないで、党費が二・五になるわけですが、同じだけ出しますよ、年間一億円集める政党だつたら一億円を上限にして出しますよ。これぐらいの歯どめは、歯どめが必要である、でも今は苦しいといふのであれば、最低限つて国民に示すべきではないかと、こういう意見も強いのですが、これはいかがでしょうか。

○伊吹議員 先ほど来、社会党、そしてまたさきがけの提案者から先生の御質問に對して本音の御答弁がされたと思ふのです。自由民主党も自助努力といふものは大変大切なことと思つておられるわけですが、しかし先ほど来申し上げたように、まさに過渡期で、政党の離散集合がこれだけ激しいときに、三分の二といふことを縛ることによつて、結果的に政党の本来投票と議員数からもらえるものを失ふるといふことがやはりあつてはならないといふふうに、我々もそういう面では必要なものか、こう考へたわけですね。だから、先生の御提案は私個人としてはまことに御見識のある御提案だと思ひますが、やはり何かを縛つて新しい政党には公的助成が結果的に、例えば合併とか場合によつては新党の設立とかといふので公的助成が一銭も行かないといふようなケースが実績の三分の二ということになりますと

生じたりすること、やはり自民党の思ひ上がりかなという気持ちもあつたわけですね。ありのままの心のまま申し上げます。であるがゆえに、一分の一という語弊があるのですかね、五〇%という制限も今回はちよつと置かずに、国民の方にむしる党の運営の財政をディスクロージャーして、そして御判断いただく中で、やはり国民のいろいろな意見も出てくるでしょうから、その中で今御見識に満ちた御提案を私はぜひ実行すべきだと個人としては思っております。

○松沢委員 もう一方で、やはり国民から見ると、青天井というのではないということでしたけれども、先ほど提案者の御説明では、議員の見識によつてこの金額は逆にもらえるべきであつて、規制をはめるのはよくないという意見がありまして、そうであるのであれば、逆にこういう今までの決めた規制を今回取つて払うわけですから、その中で、もう今後これ以上青天井にならないというのを逆に国民の方に宣言をしていく。例えば、今一人当たり二百五十円という計算です、それで三百九億四千万円という計算です、ね、それね。例えば、三百九億四千万円というよりも一人当たり二百五十円という、これは絶対に今後守つていきますよということをおのづから宣言するということも国民に対しては非常に説明のつくことだと思つていますが、これはいかがでしょうか。

○伊吹議員 青天井という議論と制限というお言葉が今ありましたけれども、政党助成は青天井ではないんですね。今二百五十円とおっしゃつた、あるいはそのまた各政党への配分は国会議員の議席数と、それから得票数、直近の選挙の得票数によつて決まっていますから、青天井じゃないんですよ、三分の二がかつていようとかかつていまいと。

ただ問題は、今先生がおっしゃつたように、今後これを国会が、政府が、与党がどんどん予算をふやす、そして国会議員がみんなそれを認めるということになれば青天井になつちやうなわけですよ。こうなれば青天井になるんです。それは議員

一人一人の見識だ。だから今先生がおっしゃつたように、みんながそういうことをしないようにしようじゃないか。まずひとつ党内で、幹事長が一千万という、この前、これは新聞報道でございまして、私はよくわかりませんが、まず御党としての方針をしっかりと固めてくだされば、我々もまたそれに応じて御一緒に議論したいと思ひます。

○松沢委員 自治大臣が戻られたので、ちょっとこの選挙に関連して一点だけ、大臣の見解を伺いたいのです。

今後の政治改革の中で、有権者に対する政治改革、必要だと思つたのです。また、投票率が低いという指摘も本委員会でもありました。それで、日本の選挙権を、今二十歳でありますけれども、十八歳に下げるべきだという議論も上がつております。私は、これを言い出すと、そんな若いやつらは選挙に行かないだとか何とか、いろいろ反論もあるわけですが、諸外国の例を見ても、あるいは十八歳で働いて税金を納めている方もいるという実態を見ても、あるいは若い人にも政治参加の道を開くという方向から見ても、私は日本でももう検討していい段階に来ているのではないかと思つたのですが、自治大臣はこの件についていかがお考えでしょうか。

○深谷国務大臣 選挙権を十八歳以上にしようという動きは、例えばもうおやめになりました石原慎太郎さんなんか初めて参議院に出たときから主張していた話題でございまして、一つのその意味としてはよく理解するわけでありまして、民法上の法律関係、成人式を二十歳で迎える、少年法の絡み等々も含めて議論すべき問題、たくさんあると思ひます。しかし、広範な角度から、例えば在外邦人の選挙権も含めたいような角度の中からこれらを含めた議論というのはなされるべきで、そういう議論がむしろ国会の内外から起こつてくることは望ましいことだと思つております。

○松沢委員 ぜひとも、馬力のある大臣ということでありまして、こういう大きな問題にひとつ

先鞭をつけていただきたい、このことをお願いいたします。質問を終わります。

○岡谷委員長 次に、東中光雄君。

○東中委員 私は、政党助成法は、政党支持のいかににかかわらず、すべての国民から政党への献金を強制するものである。だから、国民の政党支持の自由、思想・良心の自由を侵害するというところで、憲法違反の制度だと考えています。私たちは強く反対をし、交付金の受領を拒否しているわけでありまして、政党助成の交付について、ことの九月十一日に本年分の交付決定の変更額が決まりました。それによりまして、こういう問題が起つてきておるのです。

自民党の交付金額は百三十三億五千八百七十四万円余です。これは、助成額は国民一人二百五十円の負担だということが前提ですから、そうすると、自民党の交付金額を負担する国民の数はどれだけのなるか。二百五十円で割りますと、五千三百四十三万人分の二百五十円の金ということになるわけですね。

そうしますと、ところが、それでは衆議院は、自民党に投票した人は何ぼおらんかということになるわけですね。この五千三百四十三万人が自民党に投票しているんだとすれば、その人たちがその支持する政党に金が行くという、それはそれなりに一つの理屈がわかりますけれども、自民党の一昨年の衆議院選挙での得票数は二千三百万人であります。ですから、支持していない人が二百五十円を払った数というのは三千四百十三万人になります。これは、この間の参議院選挙では、自民党に投票した人は、比例では千九百九万人であります。だから、四千二百三十四万人の人が、支持していない自民党にこの制度によつて強制的に払わさせられていることになる。

この点でいえば、社会党は、交付金額は五十六億二千六百七十七万円、負担国民の数は二千二百四十八万人分。衆議院での得票数は九百六十九万です。だから、千二百七十九万人の人たちは、支持していない、投票していないけれども、その分を払

わさせられている。これが参議院選挙になりますとさらにうんと減りまして、六百八十八万票になつていきます。ですから、千五百六十万人が、意思に反しての税金が入っている、こういうことになるわけですね。

ついでにさきがけで申しますと、七億七千四百三万円、だから負担国民数は三百九十九万人分。しかし、衆議院の得票は百六十六万六千六百人。また参議院はさらに減つて、百四十五万人という事になつております。だから、さきがけの場合でいいますと、百四十三万人の人たちが、衆議院選挙でいえば非支持者が献金をしていないことになる。参議院選挙では百六十四万人が非支持者で献金を制度的にやられていないということになつておる。

こういうことが、私たちが、この助成制度は支持者でない人が献金をさせられる、法律によつて献金させられるということ、これは問題だということをおっしゃるわけでありまして、自民党、社会党、さきがけの皆さん、その点をどう思われるか、ひとつお示しをお願いしたい。

○瓦議員 東中先生、いろいろ数字をお並べいただきました。この法律が成立する過程にも、御党は公的資金につぎまして賛成をいただくわけにはいかなかった経緯がございまして。しかし、御案内のとおり、民主政治にはコストがかかるわけでありまして、新しい制度のもとで、今度は政治改革、いわゆる小選挙区比例代表並立型、そして政党政策を前面に押し立てての政治活動になる、こういうことでございまして、公的資金援助につきましても、さきに国権の最高機関たる国会の議決を経て法律が制定されております。私は、国民の理解もいただいて、政治が信頼を取り戻せるように努力をしなければならぬ大事な課題がある、かように考えておるものであります。

こう考えてまいりますと、東中委員の御指摘もさることながら、公的助成は民主政治、日本の議会政治に大きな役割を果たしていくわけでありまして、我々もまたこれに頼ることなく政党の自助努力をもつて努力をしていかなきゃならぬ、そう

いう制度であるということをひとつ御理解をいた  
だきたい、私はこう思っておる次第であります。

○佐藤(総議員) そういう計算のやり方を私は初  
めて知ったわけでございますが、まずその計算の  
基礎になっている一人二百五十円というのは国民  
の数でございます、有権者数でございます。こ  
国勢調査によります国民の数で計算するという法  
律になっておるわけでございます。しかも、その  
中では投票率というものは何にも計算の中に入っ  
ていないわけでございまして、そういう今東中委  
員の御指摘のような計算というのは、計算として  
私は成り立つのかどうかということについて大変  
疑問を持つわけでございます。

いづれにいたしましても、日本の政治が腐敗を  
した中で、無理な金集めあるいは選挙制度とい  
うことがいろいろ問題になって、ずっと経過を経た  
中で公的な助成をしよう、こういうことを、今瓦  
議員からも御指摘がございましたように、細かい  
経緯はもう申すまでもないわけでございまして、  
ども、国会を経て御理解をいただいているとい  
ふふうに思っておるわけでございまして、社会党も  
計算をいただきましたけれども、余りそれは私は  
意味がある数字だというふうには考えません。

○三原議員 私も佐藤先生と同様の御答えになる  
かと思ひます。生まれてすぐの小さな党なもので  
すから、なかなか資金的には厳しいので、東中先  
生の所屬しておられる共産党みたいに政治資金を  
もつといういろいろな意味で頑張るようになりた  
いと思っておりますが、確かに計算のやり方自体も私  
も疑問を持つのです。

言い返しになるようですけれども、じゃ、僕ら  
が国から三人秘書を雇うていいということになり  
ます。そのコストはやはり税金から一種の党とい  
うか政党に属している人に献金みたいなものとも  
考えられなくもない。そうなたたきに、じゃそ  
の分どおりみんなもらっているのか。そうじゃな  
いわけで、一人平等にいただけたというような状  
況もあるわけで、ですから先生の計算も先生流に  
言えば成り立つかもしれないけれども、私はどう

も合点がいかないということをお願いしたいと思  
う次第であります。

○東中委員 全然まともに考えようとしていない  
ということをはしなくも私聞きました。もともと  
の基礎は国民一人二百五十円の割合で、そしてコ  
ストとして負担するんだと言ふんでしよう。政治  
献金というのとは政治参加の方式として  
国民が浄財として出すものだ、政治資金規正法に  
そう書いてありますよ。それを国民一人一人で一  
人当たり二百五十円ずつ出すんだということを強  
制しちゃうわけですよ。

税金払っていない人なんかどこにもいないです  
よ。消費税がかかるのでしよう。だれでもみんな、  
生まれたばかりの子供でもかかっているのです。  
よ。そういう発想だから問題を間違わすのですよ。

だから問題は、その政治資金という、政党に対  
する資金というものをどう考えるかということが  
全然欠落している。あなた方が基礎として一人二  
百五十円ということをやったのだから、献金とい  
うのは本人の支持するところに献金するのであつ  
て、支持しないところには献金しない。だから、投  
票しない人は支持しないのですから、反対するか  
どうか、棄権しても支持しないというところは間違  
いないわけですから。そういう点でいへば、こう  
いう不合理なことになっているのだということを  
まず考えなきゃいかぬということを私は言ってい  
るわけがあります。

それから、今三原さんのお話で秘書に金が出て  
いるのは——何を言っているのですか。問題は、  
政党に対する助成と、それから選出された議員の  
議員活動に対する保障と、こんなものまで混同す  
るようじゃお話にならないですよ。いわんや選挙  
費用に対する助成というのがありますね。はつき  
り概念は三つ分かれていっているのですよ。そういうも  
の混同してしまつて言っているようなことだか  
ら問題だということ指摘しておきます。

続いて聞きますが、三分の二条項によりまして  
社会党の交付決定額は四億五千三百万円減額され  
た、さきだけは四千万円の減額になりました。私

たちが聞いておるところで、この二法案は、社会  
党、さきだけが三分の二条項撤回を要求し、自民  
党が自書式に変えるようにということと要求され  
て、それで三党で合意されてこういうふうになつ  
たというふう聞いておるわけです。だから、社  
会党と新党さきがけは結局削除されたやつ、今度  
からそういうことのないようにということと三分  
の二条項撤回を提案されたというふう理解して  
いるのですが、そう考えてよろしいですか。

○佐藤(総議員) 先ほども答弁させていただきました  
したように、与党の中の政治改革プロジェクトで  
はこの二つの問題だけを協議しておったわけじゃ  
ないわけでありまして。在外邦人の投票権の問題  
あるいは在日外国人の方の選挙権の問題等々、六項  
目にあたりまして議論してきたわけでございま  
す、時間的に間に合う合意したものがこの二項だ  
ということでございます。

私たちはこの政党交付金あるいは政党助成法と  
いうものについては合理性を認めておるわけでござ  
いますから、たまたま瓦代議員からもお話がござ  
いますように、政党の成り立ちあるいはその政  
党の収入の構造によって政党助成金の受ける金額  
が計算方式よりも少ないということ是不公平を生  
ずるということ、いろいろ議論の中でこういう  
ことになったわけでございまして、足りない分は  
何でもいから取り戻そう、こういう発想に立つ  
てのものではないわけでございまして。

○三原議員 同じような答えでありますので、も  
ういいと思ひますけれども。

○東中委員 いいです。  
じゃ、自民党に聞きます。交付限度額を決めた  
理由について、自民党は、例えば九四年の十月二  
十六日の衆議院政治改革特別委員会において、自  
民党の中川秀直さんが言うていますよ。

公費助成をすべての政党活動に充てるというこ  
とではなくて、公費助成もあるが党員それぞれ  
が努力をして資金を集める、また負担をする、  
民間の個人献金を中心にそうした政治資金を捻  
出していくべきであつて、全部国民の血税に依

存するのはいかげなものか。あるいはまた、前  
年度使われた政党の経費よりも助成額の方が多  
くなるという事例も起こり得る可能性がある、  
それともいさか問題ではないか、こんなことで  
前年実績の三分の二という規定が置かれたわけ  
でございます。

こう言っているのですね。

こういう考え方というのは、あるいは例えば橋  
本さんは自民党総裁として「政権奪回論」の中で、  
こうしたルール、上限限定がないと、政党が国の  
助成を受けることで発言権を失ひ、ひいては政党  
が助成権者である政府の支配を受けてしまうよう  
な事態にもなりはしないかと私は心配しているん  
だ、だからこの制度が要るんだ、こう言っている  
のです。

ところが、ぼつと撤回してしまつた。これは考  
え方を変えてしまつたのですか。やはり撤回せい  
という要求が強いからその部分についてはのん  
だ、こういうことなんですか。

○瓦議員 今御指摘がございましたが、我が党の  
主張は、民主議会政治を維持するためには広く浄  
財を求めて政治活動を行うという考え方でござい  
ました。政治資金導入の経緯は今申し上げました  
からる申し上げませんが、公的助成につきまし  
ては、それぞれの政党努力そのものも大切なこと  
でありますから、三分の二条項を定めてさらに政  
党努力をする、さように決心をいたして今日に  
至つておるわけであります。

しかしながら、各政党を見ますと、それぞれの  
政党の歴史また基盤、いろいろ違いがございます。  
新しい政党は、それなりに前年実績というものを  
つくるのはなかなか困難なことでもあります。ま  
た、政党を排除しようというようなことよりも、  
民主政治の基盤をどうするかということでありま  
すから、そういう問題に取り組みながら三党間で  
協議をいたしまして、この三分の二条項を削除す  
るという決心をしたわけであります。

私は、冷戦構造以前におきましては全く国の庇  
護のもとにおける政党が民主政治と訴えておつた

ところもありまされども、今日イデオロギーのない時代でありますが、政党政治がさらに国民の信頼を得ていくということであれば、先ほど申し上げたように政策あり、政党が前面に出る政治でありますので、公費補助を踏まえつつもそれぞれの政党がまた自助努力を行いまして、民主政治の基盤をしっかりと守っていく、そのことによって国民の信頼を得る、その努力は小選挙区比例代表並立型に求められてきておる、かように理解をしておるところであります。

○東中委員 収入実績の制約を取り外しますと、結果的には助成の条件を満たさなければ、いわゆる五人以上、それから国政選挙得票率二%以上という政党の条件を満たさなければ、収入は前年度はゼロであっても、労せずして巨額の政党交付金を受け取れる仕組みになってしまうわけですね。

だから、前年収入が何もなく、政党と言えらうか知りませんが、国から政治団体が金をもらうことで生きていくというやり方は、これは戦前、一九四〇年、昭和十五年の大政翼賛会だけなんです。あのときは政党を全部解散してしまつて、その大政翼賛会の資金は国から出したんです。そういう体制になるんだ、現にそういうことがあり得る、そういう危険を感じるといのが自民党総裁の発言ではありませんか。発言権を失い、政党が助成権者である政府の支配を受けてしまうようなことになりかねない、そういう危険があるからということも橋本さんは言っているのですよ。過去に政党を解散して大政翼賛会にしたときにそうなっているじゃないですか。

そういうことでやっていくのは、本来政党というのは、結社の自由に基づいて、国家から独立した、自主的に組織を運営される政党、企業や国庫助成に依存するのではなくて、政党の地道な国民の立場での活動、その態度、政策は別ですよ、政党というものの性格はそういうものなんだということとを私たちは強く強調しているわけでありま

す。そういう点でいうと、三分の二条項を外すということは、ゼロ収入であってもとにかく五人そろえば相当額がもらえるということになってしまふんです。

それでお伺いしたいのですが、現行法のもとで、これは自治省に開きたいのです。九四年の十二月に大内元民社党委員長が結成した自由連合の場合、これは新聞にも出ていますけれども、九四年の収入総額三億四千百万円の八割以上が、議員の政治団体が銀行から要するに借り入れたものを原資にして、その団体が自由連合に寄附をする。それが自由連合の収入になって、そして結局収入の水増し操作によって三分の二条項をクリアして、算定額どおり一億六千八百万円の交付額決定を受けています。そういうふうには報道されています。そうなりますと、これはもう本当に三分の二条項があつてさえないんです。これは三分の二条項をこれでクリアしているんだということですか。

○谷合政府委員 政党の前年収入につきましては、政党の借入金、あるいは本部支部間の交付金というものは除外をするということになっておりますが、そのほか政党がその収入をどのような方法により確保するかということにつきましては、法的に制約がなく各政党にゆだねられているわけでございまして、御指摘のその適否という問題につきましては、収支の公開を通じて国民の判断にゆだねられている、かような仕組みになっているというふうに理解しております。

○東中委員 ですから、もう形だけ整えた三分の二条項であつて、こういう格好で乱用されているんですよ。それをまた撤廃したいよい自由連合に、五人さえ寄ればもうそれだけ入ってくる、こういう格好になってしまつて、これは許されな

い。この点については、自民党のイタリア選挙事情に関する調査団というのが九四年の四月でしか報告書を出していませんね。私はこれを読んで、こまでわかつておるのになと思つたのですが、これを読んでみますと、「選挙の費用と腐敗防止対策 昨

年の選挙法抜本改正に伴い、国民投票により九〇%の賛成を得て、政党活動に対する、公的助成が廃止され、選挙費用に対する国庫助成はそのまま残された。」事情は、「政党助成は一九七四年にキリスト教民主党から、政治浄化の切符として提案され、これによって野放しだった政治献金を規制し、収支報告の公開を義務づけ、日本とよく似ているんですね。」「政党財政をガラス張りにする」とにより、公党としての義務を果たすことを期待して導入された。」「政治改革のときとよく似た論理ですよ。

しかし、その後の運用の実態は更なる不明朗な献金が続き、政党の決算報告も信用できないことが判明した。政党幹部の腐敗に加え、政党の方も国庫助成を機に自己資金調達能力を向上させる努力を怠るようになっただけでなく、経費節減への意欲を失うようになってしまった。それどころか政党交付金を担保に銀行から借金を重ね、その後始末のために政党交付金の増額を求める法案を準備するなど国家資金への依存度をますます強める方向へ進んでいった。結局政党は最も安直な国営企業への道を歩みつつあった。

この点はこれから政党助成を導入する日本にとつて、他山の石として心すべき点であり前年収入の三分の一に上限を設けた措置は正しかったと思われ。

という報告を出しているのです。ところが、もう今の自由連合の場合なんか、借りて、借りた政治団体が政党に寄附をして、それで前年収入にして、やりましたね。それで入ったら今度は銀行へ返すわけでしょう。そういう格好になってしまふ。まさにこういう性質のものだから、この三分の二というのはやはり意味があるのだということをもこの間まで公式にそう言っておつたのでしょ。それをばつと変えるというのは、それは政党のいろいろ経過があるから、そんなもの初めから決まっています。離合集散あるのは、あのときもう

既に離合集散あつたじゃありませんか。それも去年やってことしから始まつたばかりでしょう。一年適用しただけで、もう基本的な考えを変えてしまふ。非常に重大な問題だと思うのですが、自民党、いかがですか。

○瓦礫員 私は、政党助成につきましては、三分の二条項を自由民主党が主張し、三党間でそれぞれ協議をいたしまして撤廃する経緯は申し上げさせていただきました。私は、今東中議員が御指摘のように、御理解もいただいておるのですが、政党には、それぞれの歴史的な経過がありまされ、その財政基盤をどこに依拠してきたか、こういった歴史が実はございまして、この公費助成につきましては、基本的に、先ほど答へましたように、三分の二条項を外すこととしたわけでございまして、しかし、国民、有権者が、その政党はいかなる政党であるかという厳しい審判をまたするわけでありまして、この問題につきましては、かつての問題を提起されましたが、私は有権者を信頼いたしまして、さような政党はいかなるものであるかという判断をなさるものである、こう私は考えております。よつて、この三分の二条項につきましては、撤廃したことの経緯は理解いただけるかと思つております。

なお、自由連合の問題がございましたが、私も新聞では承知いたしておりますが、つまびらかにいたしておりませんので、この際、言及を避けさせていただきますかと思つております。

○東中委員 自由連合の場合はそういう筋道で報道されているということも私は言つたわけ、その事実があるかどうかは、私自身も直接当たつていないわけではございません。しかし、そういう仕組みになってしまつたということが問題だということとを言っているわけですから、自由連合を今糾弾しているつもりはありません。それで、三分の二条項を削つてしまひますと、先ほどから話が出ていますように、二百五十円が、先ほど佐藤さんが言われたように、三百三十五円という、最初は国民一人当たりそういう計算だつ

た。今、新進党の小沢幹事長は、あの人は本の中にも書いていたね、最近言われているだけじやなしに。一千億ぐらいにやった方がいいんだ、こう言っているわけですね。もし一千億ということになりますと、三分の二条項があれば、何ば一千億にしたって、これは自民党といえども一千億もたえないのです。一千億にした場合の、この前のものの計算をしてみますと、自民党は四百三十二億三千二百万円ということになるのですが、九四年の収入実績の三分の二相当額は百六十六億八千九百万円ですから、三分の二条項があればそれ以上は受け取れない、そういうことになるのですが、これも一千億だったらそのまゝいいっちゃあう。

それから、九四年の金額、全部で六百億ぐらいですかね。だから、これを排除するということは、今度は一人二百五十万円を三百三十五万円にする、あるいはトータル一千億にするといつても、三分の二があれば天井があるわけだけれども、それこそ天井知らずになってしまう、そこへの道を開くことになるというふうに思うのですが、どうですか。○互議員 東中先生、今他の政党の、それは責任ある方が本で書かれたかどうかはともかくといたしまして、私も、この公的助成につきましましては、極めて厳密にそして慎重に、これは政党の活動として大切にしていかなければならぬ。そういうことが、国会におきまして公費助成が決められた経緯からいたしまして、いたずらにこの二百五十円、上限を青天にするなどという不謹慎な考え方をしているものではないですね。また、東中先生自身もそのことはよく御理解いただいておりますのでございます。

よって、話を混同して質問をされますと、私の方も答弁に困るわけでありまして、この際、三分の二条項を外しましたのは、先ほど申し上げましたとおり、政党が無理をして三分の二条項を超えなければならぬという努力は、政党の歴史や財政基盤によつては無理が重なることもあり得るわけでありまして、そのことが政党活動に支障を来すようなことがあれば民主政治の土壌が緩むわけ

でありますので、そのことを御理解いただきまして、我々は、三分の二条項を外しながら、なおかつ政党努力をして、日本の議会政治、小選挙区比例代表並立制を信頼ある制度にしたい、このことで、今回二法案につきましまして議員立法をもつてお願いしておることを御理解いただきたいと思うわけでありまして。

○東中委員 国民一人当たり二百五十円ということが決まったときの根拠は、何だか全然わからなかったのです。細川内閣が提案したときは三百三十五円だった。私はあのとき質問していますよ。一夜にして百億下がったじゃないか。また一夜すると下がるのか、また上がるのか。根拠は何だと言つて。一年先の政治活動なんて推測できるか。いわんや政治資金なんて推測できるわけがないじゃないか。もともと三分の一と言っているけれども、こんなもの、根拠ないじゃないか。随分言いましたよ。しかし、多数が決まったのです。

これは、根拠があることだったら別ですよ。根拠がないのだから、そして、世界広しといえども、こんな使途も何にも制限しない政治活動に対する助成、なるほどイタリアではありました、しかし、ほかはないですよ。そして、こんな膨大な三百九億円というようなのはほかにありません。

だから、さらに一千億ということにならないという保証はないわけですが、現に主張しておる人がおるのだから、それに対する歯どめをなくしてしまふことになるよというのを私たちは指摘しているわけでありまして。あなた方が今一千億にしようとしていると私は言っているわけじゃないのです。その場合でも、歯どめがあったら、それは歯どめになるけれども、歯どめがなくなってしまうよということを言っているわけでありまして。

余り時間がないので、企業献金、団体献金であります、今公開基準を、五万円を百万円超に変えようじゃないかというふうな議論が、あちこちに出てきておりますけれども、その点はどうでしょう。

○佐藤(親)議員 そういう御意見を御主張の方も

いらっしゃいますが、それらの問題については、今後、各党間で議論していこう、こういうことになっております。

○東中委員 そういうことは絶対にやらないというのじやなしに、各党間で議論をするというお立場のように聞きましたが、そうですか。

私は、こういうことは、むしろ企業献金、団体献金は全面的に禁止をするという方向で出発をして、それをやるから公費助成を入れてどうするんだというのが政治改革の基本だったわけですから、ところが今また、禁止しないで五万円に制限をした、上げることも含めて検討する。これは、わずか一年にして、いわゆる政治改革に非常に逆行するということを申し上げざるを得ないということと言っておきます。

それで、企業・団体献金は、公費助成を導入することなどによって廃止に踏み切るといのが細川さんの発言でしたね。それで、少なくとも個人の政治団体に対する企業献金、団体献金は禁止する。これは禁止すると言つておつたのが、今度は五年間額を下げて残した。そういう企業・団体献金の禁止についてどういってお考えか、自民党にお伺いしたいと思ひます。どうですか。

○互議員 たびたびお答えもしておりますが、三分の二条項を撤廃いたしますと同時に、一方におきましては、政党は政治活動、民主政治を行うためにコストがかかるわけでありまして、それらの努力はそれそれ政党がしなければなりませんし、政治家みずからも努力をしなければなりません。ただ、それは国民から信頼できる収支であつたり、透明度でなければならぬわけでありまして、そう考へてまいりますと、たゞいま企業の献金につきましても、社会を構成する企業といつたしまして政治的協力、そういうことは私は悪ではない、かように考へております。

ただ、これらの問題は、今三党間でも他の問題をひっくり返して大きな過渡期でありますので、選挙を取り巻く課題も、それぞれ新しい項目を設けながら検討していこうという課題の一つで

ございます。

以上で御理解いただきます。

○東中委員 個人に対する企業・団体献金は、公費助成を導入することなどにより廃止に踏み切る、それから、五年後に廃止する措置を講ずるものとするというのがいわゆる政治改革論議の大きな流れだったわけですから、それを進めるという方向に立つべきだということを私は言つておるの、それを温存するというようなことになったのではないかと。

最後に、つい最近私にこういう手紙が来ました。これは自治大臣にお伺いしたいのですが、出した人が「名前、許して下さいませ」と書いてあるのですよ、この後ろに。それで、中を見たら「平成七年十一月二十三日 名前はお許し下さい 孫請けやつている一主婦」というように書いてあるのですが、これは政治献金に関することなんです。簡単に紹介をいたしますと、もう全文はやめませんが、「実は十一月十八日に主人から、新進党のパーティー券二十枚買つてくれと現場の所長より要請があり十一月二十日一枚一万のパーティー券二十枚(二十万)買つ事になりました。私共は大手ゼネコンの孫請けであり、ことわる事も出来ず、所長の話では「仕事で返しますから」との事でした。それで、主人にいろいろ文句を言つたら「上からの要請だと、何も言えないのです。仕事なくなるのがこわいから……私共、孫請け、孫々請けは弱い者です。一枚もチケットが手元にこないし、又、領収書もこないのです。これではぼったくりです。領収書でもあれば経費になるのですが、泣き寝入りするのはすごく口惜しいのです。この所収入が少なく、とにかく私立に行っている高校生の何か払うのにもできないで困っているのだ、こう言うのです。」

これは企業献金ですよ。企業から取引関係を通じてこう言うわけでしょう。何にもないのにこう言われるのだと。これを私もいろいろ捜しましたよ。しかし、言うてくれたら困ると言うのですよ、ばれたら仕事とまってしまうのだから。こういう

うのはいわゆる企業献金の悲惨な実情です。これが金権政治になるわけでしょう。私はこういうのは政治資金規正法上、自治省に聞きたいのですが、何かの処置ができるかどうかということ、それから、こういうことについて自治大臣どうお考えか。

○深谷国務大臣 今のお手紙は新進党に対する問題のように伺っておりますが、事実関係を私残念ながら、残念ながらと言つてはいいませんが、存じ上げておりません。したがって、一般論として申し上げられませんが、やはり会社は資本の額等に応じた一定の範囲内で本来献金すべき立場でございます。政治活動に関する寄附は、寄附者の政治活動の一環として、あくまでも自発的な意思で行わなければなりません。こういう政治資金規正法のルールに従って献金するということは大前提でございます。業務、雇用その他の関係を利用して圧迫するような威圧するような行為とか、あるいは相手の意思を不当に拘束するような方法で寄附のあつせんをすることは、これは政治資金規正法で禁止されていることである、このように思っております。

○東中委員 時間ですから終わりますが、ところが、これはそういう関係でやつてきた場合は、それは告発できないのです。そこが問題だということです。だから、企業というのは営利を目的とする団体ですから、その営利の法則で下請に対して動くわけですね。だから、下請の方は物を言えないのですから、こんなに悔しいんだと言いがら名前を書かないのです。こういう状態ですから、ひとつちゃんと企業・団体献金を禁止する処置をとるべきだということを申し上げて、質問を終わります。

○関谷委員長 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○関谷委員長 これより討論に入ります。  
討論の申し出がありますので、順次これを許します。松沢成文君。

○松沢委員 私は、新進党を代表して、ただいま議題となりました自由民主党・自由連合、日本社会党・護国民主連合、新党さきがけの三党共同提案の政党助成法の一部を改正する法律案並びに公職選挙法の一部を改正する法律案に対して、反対の立場から討論をいたします。

まず、冒頭に一言申し上げます。  
言うまでもなく、我々は国民の信託を受け、国民との信頼関係のもとに政治の場で活動しております。しかし、今日、国民の政治及び政治家を見る目は極めて厳しく不信に満ちたものとなっております。そして、国民との信頼関係の崩壊は、民主政治の危機と言つても過言ではありません。我々は、このような状況を改めるため、政治倫理に関する問題については、常にみずから厳しい態度を貫くべきであると考へます。  
では、以下具体的な反対理由を述べさせていただきます。

反対の理由の第一は、朝令暮改であるからであります。すなわち、政党助成法については、法制定以来平成七年の一年間適用されただけであり、公職選挙法の衆議院議員選挙の記号式投票方式については、法改正以来まだ一回も適用されていないのであります。国会がみずからの意思で決定したことをただの一年の実施期間を経ただけで、あるいはただの一度も実施しないままに改正をすることは朝令暮改のそりを免れ得ず、国会の見識を疑われても仕方がないと言わざるを得ないのであります。

反対の理由の第二は、議題となった法案において削除されることとされている政党交付金の交付限度額は、まさに法案の提案者の中心となつて自由民主党が政治改革四法の修正をめぐる交渉の中で提案されたものだからであります。みずからの提案に対してみずからその削除を提案することは、まさに不見識きわまりないと言わざるを得ません。

反対の理由の第三は、議題となった法案で記号式投票を自書式投票に戻すことになつてゐるの

は、時代の流れに逆行するからであります。記号式投票の方が疑問票が生じにくく、また開票の機械化にも適していることは論をまちません。衆議院議員選挙以外の選挙における投票方法との整合性を問題とするのであれば、むしろ他の選挙の投票方法を記号式とすべきであります。あえてこのような改正を行おうとするのは、既成の政党とその候補者にとつて有利であるとの判断に基づく党利党略によるものと言わざるを得ません。

反対の理由の第四は、今回の改正が政治改革全体をなし崩しにする第一歩となるおそれがあるからであります。与党各党の中には、小選挙区比例代表並立制度を実施することなく廃止し、以前の中選挙区制度に戻す動きがあると報道されております。これはまさにみずからも賛成した政治改革をみずから葬ろうとする背信行為であると言わざるを得ません。

以上、反対の理由を述べてまいりましたが、冒頭で申し上げたように、国民の政治のあり方に対する厳しい視線を受けとめつつ、反対の立場に立たれることを期待して、私の討論を終わります。  
以上です。(拍手)

○関谷委員長 次に、東中光雄君。

○東中委員 私は、日本共産党を代表して、政党助成法改正案及び公職選挙法改正案について、反対の討論を行います。

政党助成法は、政党支持のいかにかわからずすべての国民から政党への献金を強制する憲法違反の制度であり、日本共産党はその制度に強く反対し、交付金の受領を拒否しているものであり、我が党は、国民の思想・良心の自由、政党支持の自由と政治参加の権利を侵害する違憲の政党助成制度の廃止を強く求めるものであります。

今回の政党助成法改正案は、政党交付金の交付限度額を「当該政党の前年における収入総額の三分の二に相当する額」とするといふいわゆる三分の二条項を廃止し、助成を受けようとする政党に対する制約条件を撤廃し、国会議員数と選挙得票数に基づく交付算定額とおりの満額の助成を実現

しようとするものであります。本法案は、三分の二条項の本来の制定趣旨をも投げ捨てるものであるばかりか、助成金総額の際限のない増額に道を開き、ひいては政党の本来のあり方をゆがめる大改悪にもなりかねません。断じて許されぬものであります。

三分の二条項を廃止することは、第一に、政党活動資金を公費助成に頼り過ぎることは国民の理解は得られない、前年の政党の経費よりも助成額が多くなるのは問題があるとした政党助成法の立法過程における国民への説明を放棄するものであり、国民を欺瞞するものになります。

第二は、三分の二条項の撤廃による直接的かつ党略的效果であります。  
九五年交付額で言えば、社会党は四億五千三百万円、さきがけは四千万円の交付金を上積みできることになるのであります。政党活動のこのような国費依存への傾向は、いわば公費丸抱えの政党をつくり出すこととなり、結社の自由に基づいて国家から独立して自主的に組織、運営するべき政党のあり方を財政面からゆがめ、政党活動の衰弱と議会制民主主義の根本的腐敗を生み出すものであります。

第三に、政党助成法改正案は、政党助成金総額の増額を抑える実質的な歯どめを取り払い、政党助成金の際限のない増額に道を開く布石となつてゐることでもあります。

政党助成総額を一千億円にせよと小沢新進党幹事長が主張し、他方、企業・団体献金の公開基準額を五万円超から百万円超に引き上げを図ろうとする動きがある中で、本法案は、国からの政党交付金と企業・団体献金の両面において政治資金の取り分を拡大し、金権腐敗政治の拡大への道を進むものであります。政治改革の名で行われた政治改悪を施行一年を経ずしてさらに改悪するものであり、断じて許されません。

投票方法を自書式に改める公選法改正案は、自民党が小選挙区比例代表並立制の初めての施行に当たつて、その投票方法を少しでも自民党に有利

なものにしようとの党略的打算から持ち出したものであります。投票方法が記号式であっても自書式であっても、民意の議席への反映をゆがめ、議会制民主主義の原則をじゅうりんする小選挙区制の有する害悪をいさかも改善するものではありません。

両法案は、憲法違反の政党助成法、小選挙区制度を党略的打算によってさらに改悪するものであり、断じて容認できません。政党助成法の廃止、企業・団体献金の禁止、そして民主的選挙制度への根本的転換をこそ、今、求められております。この実現に向かって大いに奮闘することを申し上げて、討論を終わります。

○関谷委員長 これにて討論は終局いたしました。

○関谷委員長 これより採決に入ります。

まず、瓦力君外二十五名提出、公職選挙法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○関谷委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、瓦力君外二十五名提出、政党助成法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○関谷委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました両案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○関谷委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○関谷委員長 この際、御報告申し上げます。

第二類第二号 公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録第二号 平成七年十二月七日

本日の理事会におきまして、お手元に配付のとおりのお申し合わせを行いましたので、私から申し上げます。

申合せ

公職選挙法及び政治資金規正法に関する事項については、政治改革の本旨に基づき今後さらに検討を要することを理事会において確認する。

以上でございます。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時十七分散会

公職選挙法の一部を改正する法律案

公職選挙法の一部を改正する法律案

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十六条の二(任意制記号式投票)」を「第四十六条の二(記号式投票)」に改める。

第四十六条第一項及び第二項を次のように改める。

衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙の投票については、選挙人は、投票所において、投票用紙に当該選挙の公職の候補者一人の氏名を自書して、これを投票箱に入れなければならない。

2 衆議院(比例代表選出)議員の選挙の投票については、選挙人は、投票所において、投票用紙に一の衆議院名簿届出政党等(第八十六条の二(名簿による立候補の届出等)第一項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。以下同じ。)の同項の届出に係る名称又は略称を自書して、これを投票箱に入れなければならない。

第四十六条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項から第十項までを削る。

第四十六条の二の見出しを「(記号式投票)」に改め、同条第一項中「前条第四項」を「前条第一項」に改め、同条第二項中「第四十六条投票の記載事項及び投票」第一項から第四項までを「第四十六項」に改める。

項及び投票)第一項から第四項までを「第四十六項(投票の記載事項及び投票)」第一項から第三項までとし、「任意制記号式投票」を「記号式投票」に、「第六十八条第三項(無効投票)第一号」を「第六十八条第一項(無効投票)第一号」に、「第六十八条第三項第三号」を「第六十八条第一項第三号」に改める。

第四十八条第一項中「衆議院議員の選挙の投票にあつては○の記号を、参議院(比例代表選出)議員の選挙の投票にあつては参議院名簿届出政党等の名称及び略称を、衆議院議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙の投票にあつては当該選挙の公職の候補者の氏名」を「当該選挙の公職の候補者の氏名(衆議院比例代表選出議員の選挙の投票にあつては衆議院名簿届出政党等の名称及び略称、参議院比例代表選出議員の選挙の投票にあつては参議院名簿届出政党等の名称及び略称)」に改め、「衆議院議員の選挙の投票にあつては、前条の規定による投票をすることができ、これを除く。」を削り、「第四項まで」を「第三項まで」に改め、同条第二項中「衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票にあつては当該選挙人が指示する候補者一人に対して○の記号を、衆議院(比例代表選出)議員の選挙の投票にあつては当該選挙人が指示する一の衆議院名簿届出政党等に

対して○の記号を、参議院(比例代表選出)議員の選挙の投票にあつては当該選挙人が指示する一の参議院名簿届出政党等の名称又は略称を、衆議院議員の選挙又は参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙の投票にあつては「公職の候補者一人の氏名」を「公職の候補者の氏名」に改め、同条第三項中「参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称」に改める。

第四十九条第一項中「第四十六条(投票の記載事項及び投票)(第五項を除く。)」を「第四十六条(投票の記載事項及び投票)第一項から第三項まで」に改め、「投票用紙に公職の候補者一人の氏名(衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては一の衆議院名簿届出政党等の名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等の名称又は略称)」を「投票用紙に公職の候補者一人の氏名を記載し」を「投票用紙に投票の記載をし」に改める。

第六十八条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「(衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票にあつては、第四十六条第一項ただし書又は第四十九条の規定による投票に限る。)」を削り、同条第二号中「第八十六条の八第一項、第八十七条第一項若しくは第二項、第八十八条、第二百五十一条の二若しくは第二百五十一条の三」を「第八十六条の八第一項(被選挙権のない者の立候補の禁止)、第八十七条(重複立候補等の禁止)第一項若しくは第二項、第八十八条(選挙事務関係者の立候補制限)、第二百五十一条の二(総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の立候補の禁止)若しくは第二百五十一条の三(組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の立候補の禁止)」に改め、同条第三号中「第八十六条第一項若しくは第八項」を「第八十六条(公職の候補者の立候補の届出等)第一項若しくは第八項」に改め、同項を同条第一項とする。

第六十八条第四項中「(第四十六条第二項ただし書又は第四十九条の規定による投票に限る。)」を削り、同条第二号中「第八十六条の二十第十項」を「第八十六条の二(名簿による立候補の届出等)第十項」に改め、同項を同条第二項とする。

第六十八条第五項中「第八十六条の二十第十項」とあるのは「第八十六条の二(名簿による立候補の届出等)第十項」とあるのを「に改め、同項を同条第三項とする。

の衆議院名簿届出政党等の第八十六条の二(名簿による立候補の届出等)第一項の届出に係る名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては一の参議院名簿届出政党等の第八十六条の三(名簿による立候補の届出等)第一項の届出に係る名称又は略称。次項において同じ。)を記載する方法により」を削り、同条第二項中「第四十六条(第五項を除く。)」を「第四十六条第一項から第三項まで」に、「投票用紙に公職の候補者一人の氏名を記載し」を「投票用紙に投票の記載をし」に改める。

第六十八條の二第一項中「前条第三項第八号」を「前条第一項第八号」に改め、同条第二項中「前条第四項第八号」を「前条第二項第八号」に改め、同条第三項中「前条第五項」を「前条第三項」に、「同条第四項第八号」を「同条第二項第八号」に改める。

第七十九條第一項中「及び第三項」を削る。  
第八十六條第八項、第十一項及び第十二項中「七日」を「三日」に改める。

第七十五條第一項中「任意制記号式投票」を「記号式投票」に改め、同条第二項中「衆議院（小選挙区選出）議員の選挙にあつては都道府県の選挙管理委員会が第四十六條第六項（投票用紙に印刷する候補者の氏名等の順序）の規定により選挙区ごとに定める順序に、衆議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては中央選挙管理委員会が同項の規定により選挙区ごとに定める順序に、」を「衆議院（比例代表選出）議員又は」に改め、同条第三項中「公職の候補者」の下に「衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等、」を加え、「参議院名簿届出政党等」を「参議院名簿届出政党等」に改める。

第九十五條中「任意制記号式投票」を「記号式投票」に改める。

第二百三十七條の二中「第四十六條第九項若しくは第十項（自書式投票）又は」を削り、「任意制記号式投票」を「記号式投票」に改め、「公職の候補者若しくは衆議院名簿届出政党等に対して○の記号又は」を削り、「略称」の下に「又は公職の候補者に対して○の記号」を加える。

第二百五十五條第一項中「候補者一人若しくは一の衆議院名簿届出政党等に対して○の記号又は一の」を「公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は」に改め、「若しくは公職の候補者一人の氏名」を削る。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（適用区分）

第二条 この法律による改正後の公職選挙法の規定及びこの法律による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙（衆議院議員の選挙については、公職選挙法の一部を改正する法律（平成六年法律第二号）の施行の日の前日までにその期日を公示された総選挙に係る再選挙及び補欠選挙を除く。）について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙並びに施行日以後その期日を告示される当該再選挙及び補欠選挙については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方自治法の一部改正）

第四条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第十八條第一項中「第四十六條第四項及び第五項」を「第四十六條第一項及び第四項」に、「第六十八條第三項」を「第六十八條第一項」に改める。

（最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正）

第五条 最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四十九條の表第二百三十七條の二の項中「公職の候補者若しくは衆議院名簿届出政党等に対して○の記号又は」を削り、「略称」の下に「又は公職の候補者に対して○の記号」を加える。

（漁業法の一部改正）

第六條 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第九十四條第一項の表以外の部分中「及び第

二百十六條を、第二百十六條及び第二百二十條第四項」に改め、同項の表第四十八條第一項の項中「第四項まで」を「第三項まで」に改め、同表第四十九條第一項の項及び第四十九條第二項の項中「第四十六條（第五項を除く。）」を「第四十六條第一項から第三項まで」に改め、同表第六十八條の二第一項の項中「前条第三項第八号」を「前条第一項第八号」に改め、同表第二百二十四條の二第一項の項中「第二百二十四條の二第二項」を「第二百二十四條の二」に改め、同表第二百二十四條の二第二項の項を削る。

八条第一項、第二項、第四項及び第五項を「第六十八條第二項及び第三項」に、「及び第二百一十一條第二項」を「第二百一十一條第二項及び第二百二十條第四項」に改め、同条の表第六十八條第三項第二号の項中「第六十八條第三項第二号」を「第六十八條第一項第二号」に、「第六十六條の八第一項、第八十七條第一項若しくは第二項、第八十八條若しくは第二百五十一條の二」を「第八十六條の八第一項（被選挙権のない者の立候補の禁止）、第八十七條（重複立候補等の禁止）第一項若しくは第二項、第八十八條（選挙事務関係者の立候補制限）、第二百五十一條の二（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の立候補の禁止）若しくは第二百五十一條の三（組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の立候補の禁止）」に、「第八十六條の八第一項、第八十七條第一項若しくは第二項（被選挙権のない者の立候補の禁止）、第八十七條第一項（重複立候補の禁止）若しくは第二百五十一條の二（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の立候補の禁止）」に改め、同表第九十八條第一項の項中「第二百五十一條の二」を「第二百五十一條の二（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の立候補の禁止）」に、「同条第一項各号」を「第二百五十一條の二第一項各号」に、「同条第二項第一号、第三号及び第四号」を「第二百五十一條の二第二項第一号、第二号及び第四号」に改め、同表第二百二十四條の二第一項の項中「第二百二十四條の二第二項」を「第二百二十四條の二」に改め、同表第二百二十四條の二第二項の項を削る。

理由

衆議院議員の選挙の投票方法を、記号式から自書式に改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

政党助成法の一部を改正する法律案

政党助成法の一部を改正する法律

政党助成法（平成六年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第一号から第七号まで及び第九号に掲げる事項を」を「次に掲げる事項を」に改め、「前年十二月三十一日現在で算定した第八号に掲げる事項を同日の翌日から起算して四月以内（その間に総選挙又は通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合には、五月以内）」を削り、第八号を削り、第九号を第八号とし、同条第二項中「前項第一号から第七号まで及び第九号に掲げる事項を届け出る場合には、第一号から第三号まで及び第五号に掲げる文書を、同項第八号に掲げる事項を届け出る場合には、第四号に」を「前項の規定による届出をする場合には、次に」に改め、第四号を削り、第五号を第四号とする。

第六条第一項中「前条第一項第一号から第七号まで及び第九号に掲げる事項並びに前年十二月三十一日現在で算定した同項第八号」を「前条第一項各号」に改め、「（自治省令で定める特別の事情がある場合にあっては、自治省令で定める期間内）」を削る。

第九条第一項中「その額が当該政党の前年における収入総額の三分の二に相当する額（以下「交付限度額」という。）を超える場合には、当該交付限度額とする。」を削り、同条第二項及び第三項中「その額が当該政党に係る交付限度額を超える場合には、当該交付限度額とする。」を削る。

第十条第一項中「第五条第一項第八号に掲げる事項の届出の期限が経過した日以後」を削る。

第十一条第一項中「定めるところにより」の下に「、四月にその年分として当該政党に対して交付すべき政党交付金の額の四分の一に相当する額を」を加え、「額の二分の一」を「額からその年において既に当該政党に対して交付した政党交付金の額を控除した残額の三分の一」に改める。

第二十三条第三項中「各分割政党」の下に「（次項の届出をしたものに限る。）」を加え、同条第四項中「及び第八号」を削る。

第二十四条第一項中「、自治省令で定めるところにより」及び「及び前年における収入総額（当該合併解散政党が前年の一月一日前に解散した場合、その旨）」を削り、同条第二項中「、自治省令で定めるところにより」及び「その他自治省令で定める文書」を削り、同条第五項を削る。

第二十五条第一項中「、自治省令で定めるところにより」及び「及び前年における収入総額（当該分割解散政党が前年の一月一日前に解散した場合は、その旨）」を削り、同条第二項中「、自治省令で定めるところにより」及び「その他自治省令で定める文書」を削り、同条第四項中「各分割政党」の下に「（第一項の届出をしたものに限る。）」を加え、同条第五項を削る。

附則

この法律は、平成八年一月一日から施行する。

理由

政党交付金の交付について、その年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の交付限度額を当該政党の前年における収入総額の三分の二に相当する額とする制度を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成七年十二月十九日印刷

平成七年十二月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局